

国道 8 号線長浜バイパス
関連遺跡調査報告書

III

1973.3

滋賀県教育委員会

国道 8 号線長浜バイパス
関連遺跡調査報告書

III

1973. 3

滋賀県教育委員会

例　　言

1. 本書は、昭和47年度において滋賀県が建設省近畿地方建設局からの委託を受けて実施した一般国道8号線長浜バイパス閑連遺跡の内、長浜市所在田村遺跡および坂田郡近江町所在長沢遺跡の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、滋賀県が『財団法人滋賀県文化財保護協会（理事長野崎貢一）』に再委託して実施したが、これについて、滋賀県教育委員会事務局文化財保護課技師中谷雅治が担当した。
3. 発掘調査および整理業務等の参加者は次のとおりである。
調査員 鬼柳 彰、谷口義介、福屋賀旭、大橋信彌、別所健二、中川真澄、青野 勝。
補助員 力武律子、松浦俊和、深田仁美、奥野優子、長田陽子、磯部まさ子、静永千秋、吉安威三郎、森脇 広。
4. 本書は、鬼柳・谷口・松浦・大橋・中谷がそれぞれ分担して執筆した。
5. 本書は、これと同時に発行する『国道8号線長浜バイパス閑連遺跡調査報告書Ⅰ』に続く第三分冊であって、当該遺跡の立地する湖北平野の歴史的・地理的環境等についての記述は上記報告書との重複を避けるため省略した。ただこれと若干視点を変えて、長浜地域の文化的景観について補足しておいた。

目 次

I 田村遺跡	2
1. 遺跡の位置と調査の経過	2
2. 遺構と遺物	3
弥生式土器	3
土師式土器	4
須恵器	4
II 長沢遺跡	6
1. 遺跡の位置と調査の経過	6
2. 遺構と遺物	10
1) 杭列と旧河道	10
2) 旧 住 哄	14
3) 遺 物	15
土 器	15
石器と木器	20
III 古代長浜平野の文化的景観	21
はじめに	21
1. 弥生式時代中期まで	21
2. 新農法の展開	23
3. 息長系氏族の古墳と古道	25
4. 条里制の施行	26
5. “上坂条里”と“坂田条里”	28
6. 律令的支配の滲透	29
7. 条里の道と村	30
むすび	31

挿 図 目 次

第1図 発掘調査遺跡と付近の地形	1
第2図 田村遺跡グリッド設定図	4
第3図 田村遺跡流水路断面図	5
第4図 長沢遺跡グリッド設定図	7
第5図 旧河道Ⅰと流木の出土位置	10
第6図 旧河道Ⅱと流木の出土位置	11
第7図 杭列平面実測図（旧河道Ⅱ）	12
第8図 旧河道Ⅰ（上）とⅡ（中、下）の断面実測図	13
第9図 長沢遺跡旧河道Ⅰ（G011g）東側断面（上）とG07F北側断面図（下）	14
第10図 長沢遺跡出土の木製品	18
第11図 長沢遺跡出土の石器類	19
第12図 乾湿度による水田の分布	23
第13図 長浜平野の遺跡および古道推定図	23
第14図 長浜平野の条里関係図	27

図 版 目 次

図版 1 田村遺跡出土土器実測図	図版 9 右、田村遺跡旧河道東域 左、田村遺跡地層断面
図版 2 長沢遺跡旧河道Ⅰ出土土器実測 図	図版 10 上、田村遺跡旧河道内部（西か ら） 下、田村遺跡旧河道内須恵器壺 の出土状況
図版 3 長沢遺跡旧河道Ⅰ・Ⅱ出土土器 実測図	図版 11 上、発掘前の長沢遺跡全景（北 から） 下、長沢遺跡付近の景観（西か ら）
図版 4 長沢遺跡旧河道Ⅱ出土土器実測 図	図版 12 上、長沢遺跡旧河道Ⅱ東域 下、長沢遺跡旧河道Ⅱ西域
図版 5 長沢遺跡旧河道Ⅱ出土土器実測 図	図版 13 上、長沢遺跡旧河道Ⅱ全景（西
図版 6 長沢遺跡土器拓影	
図版 7 長沢遺跡木製品	
図版 8 上、発掘前の田村遺跡 下、田村遺跡旧河道西域	

- から)
 下、長沢遺跡旧河道Ⅱの断面と
 遺物出土状況 (G02e)
- 図版 14 上、長沢遺跡旧河道Ⅱ内部の杭
 列
 下、同下部の状態
- 図版 15 右、長沢遺跡旧河道Ⅱの断面と
 杭
 左、長沢遺跡旧河道Ⅱ内の土器
 出土状況 (G0d)
- 図版 16 左、長沢遺跡旧河道Ⅱ遺物出土
 状況 (G2d)
 下、長沢遺跡旧河道Ⅱ内木製品
 出土状況
- 図版 17 上、長沢遺跡旧河道Ⅱ遺物出土
 状況 (G2d)
 下、長沢遺跡旧河道Ⅱ内出土の
 松葉の束
- 図版 18 上、長沢遺跡旧河道Ⅱ内勾玉の
 出土状況
 下、長沢遺跡旧河道Ⅱ内の遺物
 敷布状況
- 図版 19 上、長沢遺跡旧駐畔内石斧出土
 状況 (G03e)
 下、長沢遺跡旧駐畔内の土器片
 出土状況
- 図版 20 上、長沢遺跡旧河道Ⅰ上部 (南
 から)
 下、長沢遺跡旧河道Ⅰ内部 (西
 から)
- 図版 21 上、長沢遺跡旧河道Ⅰ内の流木
 下、長沢遺跡旧河道Ⅰ内の杭列
- 図版 22 上、長沢遺跡旧河道Ⅰの地層断
 面と杭
 下、長沢遺跡旧河道Ⅰ内土器片
 出土状況 (G011e)
- 図版 23 上、長沢遺跡旧駐畔の断面
 (G07e)
 下、長沢遺跡旧河道Ⅰ上の旧駐
 畔断面
- 図版 24 上・下、田村遺跡出土の土器
- 図版 25 上・下、長沢遺跡出土土器(1)
- 図版 26 上・下、長沢遺跡出土土器(2)
- 図版 27 上・下、長沢遺跡出土土器(3)
- 図版 28 上・下、長沢遺跡出土土器(4)
- 図版 29 上・下、長沢遺跡出土土器(5)
- 図版 30 上・下、長沢遺跡出土土器(6)
- 図版 31 上、長沢遺跡出土土器
 下、左：長沢遺跡出土石器
 右：長沢遺跡出土木ノ実
- 図版 32 上・下、長沢遺跡出土土器類
- 図版 33 上・下、長沢遺跡出土木製品



1. 鶴田道路 2. 田村遺跡 3. 長沢道路

第1図 発掘調査遺跡の位置と付近の地形

I 田 村 遺 跡

1. 遺跡の位置と調査の経過

田村遺跡は、長浜市加田町に所在し、鶴田遺跡の南方約1.2kmに位置する。当該地域の一部は四周より若干高く、いわゆる微高地となっているが、調査前ではその一部を除いて水田として利用されていた。しかし過去において、地元の人々の間で、当地より瓦や五輪塔石の出土した話が伝えられていたため、発掘調査開始時点までは、調査者達は当遺跡を寺院跡として推定していたが、後述のとおり寺院に關係すると思われる遺構等はまったく確認されなかった。

発掘調査は、昭和47年5月1日から約2ヶ月間を費して実施したが、実施に当っては、調査対象地域全面にわたって4m四方のグリッドを設定し、上記寺院跡の手がかりを得ることを目的に、第2図のとおり局所的に掘り下げた。その結果、耕作土層下において自然の流水路を確認しただけで、寺院跡に関する手がかりはまったく無く、しかも土器類の破片の出土すらも、流水路以外の地域ではきわめて少量であった。以下調査日誌をもとに、その経過を簡単に記しておく。

5月1日より遺跡の地形図を作成すると同時に、調査対象地全域に4m四方のグリッドを設定した。当地の一部は前述したとおり、微高地であるが、それ以外の地はそれより一段低くなり、水田として利用されているため、そこでは澗水が著しく、発掘に先立って調査対象地の周間に排水溝を削りたとともに、これを揚水するポンプ場を設けた。このポンプ場は、土層の築堤のための用をも備えるよう配慮したが、これの段階で、当遺跡の層序が耕作土層下に、疊を含む粗砂層であることが明らかとなった。これはG27a・G9fの2ヶ所に設けたが、いずれも層序は基本的に一致する。

特に微高地においては、調査前の段階で畠地として利用されていたが、この地域は耕作土層直下に黄褐色を呈する砂質粘土層が存するのみで、これをつき固めた様子などはまったく確認されず、また遺物等の出土は耕作土層中より須恵器や磁器等の小片があった以外、皆無の状態であった。そのためこの微高地と寺院跡を関連付ける資料は何一つ得ることができなかった。

一方、水田として利用されていた他の地域においては、調査地域の南半部に粗砂層で形成された流水路跡を発見した以外、遺構・遺物等は確認されなかった。もっともこの流水路跡の南岸はきわめて不明瞭であって、北岸の汀線が地表下60cmで明確になったのに対して、南岸のそれは約70cmに至ってやっと認められる状態であった。ただその途中段階で、この流水路中央部に粘土層が遺存し、水路が分岐することを確認した。

6月に至ってから、調査は流水路の掘り下げを重点的に実施したのであるが、これの内部は粗砂の单一層で、その深さは2m前後にものぼる。ただこれには木製品や土器等の破片が包含されていたが、それらは層中にはほぼ均一に、しかも混在した状態にあった。なお流水路の底部近くに完形の須恵器壺が包蔵されていた。

2. 遺構と遺物

上記のとおり、調査によって確認された遺構・遺物は、自然の流水路跡とその内より発見された土器破片が主である。流水路跡内部は粗砂の单一層であったが、これより出土した土器片も、いずれも磨滅が顕著で、これらが上流より流れてきたものであろうことは容易に推測される。土器破片は主に弥生時代後期のものと古墳時代の須恵器類であるが、これらの出土状況は、両種混在する状態であって、レベル差と土器の種類等の間には、相対的な現象が認められなかった。ただ流水路の下位部ほど土器の破片が大型化する傾向が確認された。

この流水路の方向は、鴨田遺跡の溝Iと長沢遺跡の流水路IIとはほぼ一致する。ただ当遺跡の東方には北東から南西へつらなる自然堤防がある、今日その近辺に永久寺・加田などの集落が立地している。そこでこうした土器破片等もこうした地域から流出したものとも考えられるのである。

では次に出土遺物の内、土器類の概要を説明しておきたい。

弥生式土器 本遺跡出土の弥生式土器は、壺・甌・鉢・高杯・器台等の器種が認められるが、いずれも磨滅が著しく、また小破片であったりして、全容の明らかなものは非常に少ない。特に弥生時代後期に属するものが主である。

〔壺形土器〕 図版1の1は、口縁部が直線的に外方へのび、口端が大きく外折する。そして口部に縦状浮文があり、ヘラによって整えられている。また、同図版の2も口縁部が大きく外反し、そして体部も大きく張り出すものと思われる。3は長頸壺である。

〔甌形土器〕 図版1の4は、口縁部がやや外反するが、口端は内傾して立ち上がる。そしてヘラによって整形されているが、同図版の5・6より若干時期的に古いものと考えられる。この5・6も口縁部が外反し、口端部が垂直に立ち上がる。これはおそらく台付甌と考えられるが、底部が欠損しているため確かではない。なお口縁部に列点文がめぐらされている。

〔鉢形土器〕 図版1の7は、上記甌形土器5・6とほぼ同時期のもので、口縁部および肩部に列点文を施している。体部はあまり張り出さず、肩直下で内湾する。

〔高杯形土器〕 図版1の8は、杯部と脚部は明確に区別され、「く」字形に開く。脚部は裾が欠失しているが、下半に3孔が等間隔に穿たれている。

〔器台形土器〕 図版1の9は受皿部と脚部が明確に区別され、受皿部は接合部から直線的に

外方へのび、脚部が大きく仕上げられている。これは裾に至って大きく開くが、そこに3孔が穿たれている。

土師式土器 この種の土器はいずれも小破片であつて、器形の判明するものは図版1の10に示した變形土器1点のみである。

〔變形土器〕 これは口縁部がほぼ「く」字状に外反し、口端に至って若干内曲する。頸部以下は欠失していて全容は明らかでないが、恐らく丸底を呈するのであろう。

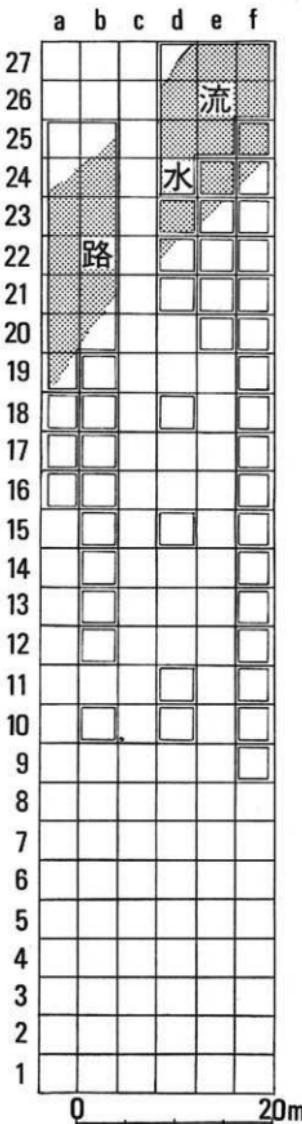
須恵器 須恵器には、壺・蓋・瓶・壺・甕などの中器形がみとめられるが、そのほとんどが破片であり、器形の判明するものは、非常に少ない。

〔壺〕 図版1の11は口縁部の立ちあがりがかなり内傾し、低く、やや上向きに外方にのびる受部をもつ。体部はゆるやかに円弧を描き、おそらく丸底を呈すると思われる。焼成が不十分なため、調整のあとは明確でない。

同じく12~15は、口縁部がいざれもやや外傾し、端部をまるくおさめている。底部と体部の境界は、12・13では丸味をもち、14・15では屈曲している。底部はほとんど調整されておらず、粘土紐まきあげの繊目が、ラセン状に残る。内外はそれぞれ、横ナデ・ヘラ削りにより調整され、焼成は一部不十分なものもあるが、おおむね良好である。

〔蓋〕 図版1の16~18は、いざれも器高はあまり高くなく、口縁部と天井部の境界は明確ではない。口縁部は、16の端部がやや外反し立ちあがり、17・18の端部が単にまるくおさめられているほか、ほぼ共通した形態を示し、天井部はつまみをつけず、内面とともに横ナデによって調整されている。

〔蓋〕 図版1の19は、口径がかなり大きく、天井頂部に、扁平な宝珠形のつまみのつく蓋である。口縁



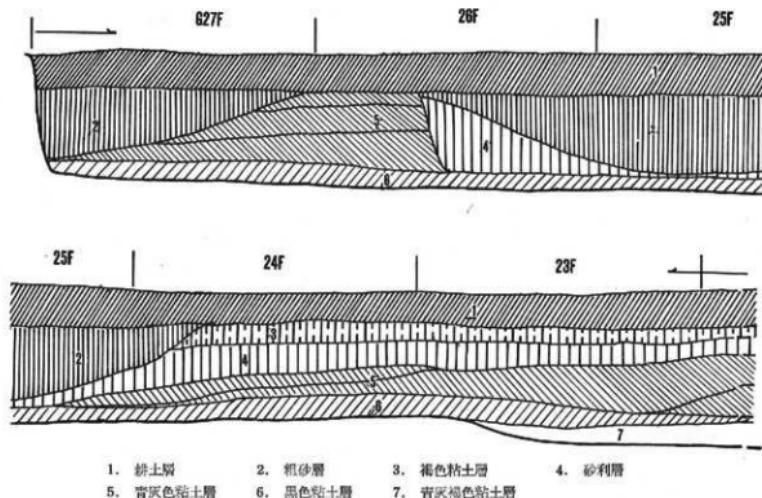
第2図 田村遺跡グリッド設定図

部は大きく外反し、端部でやや内反、まるくまとめられる。口縁内部にかえりがあり、その先端は口縁部以下に突き出している。天井部はヘラ削り、内面は横ナデによって調整されている。また20は、口縁部欠損のため口径は不明であるが、それほど大きくないと思われ、天井頂部には、もはや宝珠形のおもかけを失ったかなり扁平なつまみがつけられている。内面は回転を利用して、横ナデにより調整されるが、外面にはほとんど手が加えられておらず、石粒の付着がみられる。

〔瓶〕 図版1の21は、体部破片で、口縁部の形態は不明である。体部は肩に一条の凹線をめぐらし、内外ともヘラ削りによって調整される。器壁はかなり厚く、底部は安定した丸底を呈す。

〔壺〕 図版1の22は、口縁の一部が欠失しているだけで、ほぼ完形を呈する。口縁部はゆるやかに外反したのち、口端でやや内反して立ちあがる。体部は肩で大きく張り、以下ゆるやかな弧を描いて、丸底の底部に到る。内外ともタタキによって調整され、口縁内外は横ナデによったと思われる。また23は、体部が欠損し、口縁部は大きく外反する。そして口端はかえられ、低い稜線をつくる。内外とも横ナデによって調整されるが、一部残存する肩には、タタキ目がみえる。

以上みたように、本遺跡出土の須恵器は、量的に少なく、その性格は判然としないが、一般的に陶邑の形式、TK217・MT21等に類似しており、ほぼ7世紀後半から8世紀前半にかけてのものと思われる。



第3図 田村遺跡流路断面図

Ⅱ 長沢遺跡

1. 遺跡の位置と調査の経過

長沢遺跡は坂田郡近江町長沢字正ノ田町、木内町に所在する。調査前はいずれも水田として利用されており、低地に立地した遺跡である。調査は昭和47年8月1日より始め、同年12月24日までの約5ヶ月間を要したのであるが、この間湧水の処理や、埋め戻し等に多くの時間を費した。なお調査開始当初は正ノ田の南半域と木内の北域の南北約70m東西約30mの範囲を対象としたが、調査の進行途中正ノ田の北半域を追加した。ここでは、正ノ田の北域をA地区、南域をB地区、木内をC地区とする。

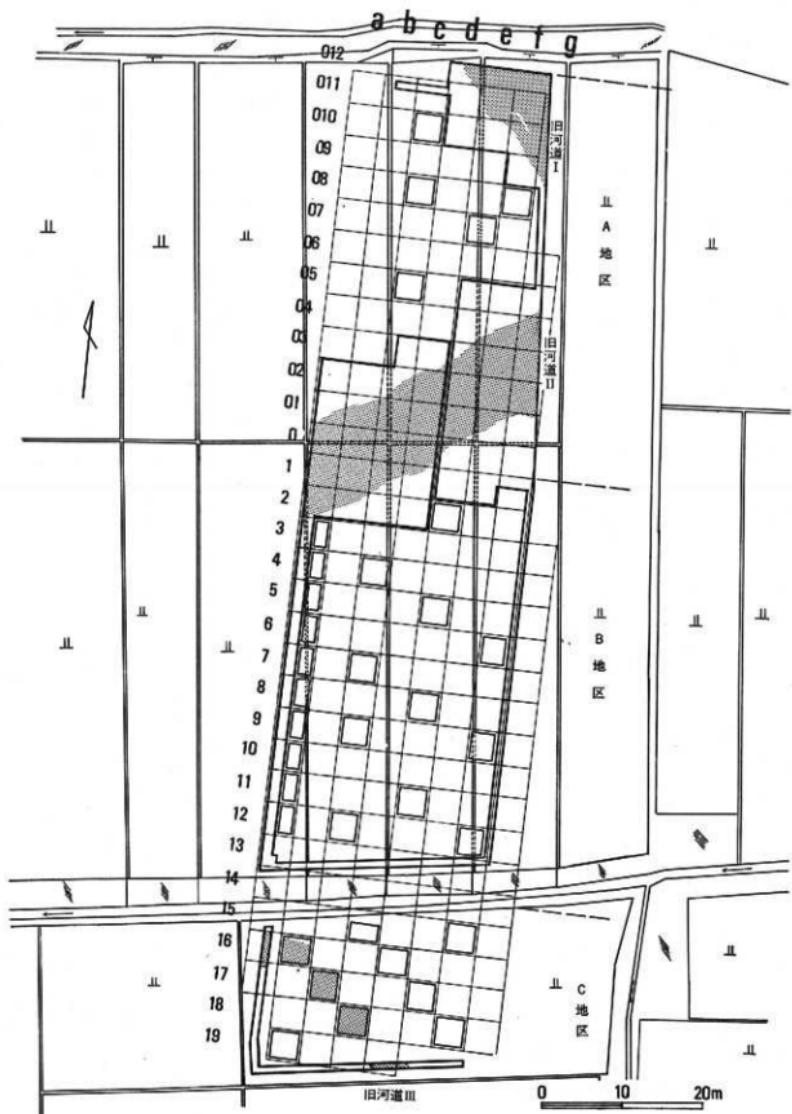
調査の開始に当っては、B地区とC地区の全域に4m四方のグリッドを設定し、これの四周に排水溝を設け、調査途中でA地区を追加したものである。次に地区別に調査の経過を略記する。

〔B地区的調査〕 周囲に排水溝を兼ねるトレンチを設定し、同時に全域にわたってグリッド試掘を行なった。その結果、耕土層は約50cm～60cmであり、第2層は固い茶褐色の粘土（いわゆる鶴床）がほぼ全域に広がっていることを確認した。ただ調査地区北西部（G1a～G1d）の地表下約60cmに粗砂層を認め、数十片の土器片及び炭化した木片・木の実等の自然遺物を発見した。このため、この付近に流水路跡を指定し、G3a・G2a・G2bの耕土層を取り除いたところG2b北東部よりG2a南西部に至る汀線が判明した。

さらにG2a～G5a・G6a～G9a、それにG4cでは、地表面下約30cmに幅0.8m～1mをはかる旧畦畔を検出した。これらはすべて現畦畔の直下に当り、その方向も一致している。

前述の流水路跡の部分を除いて各グリッドを1.5m～2mまで掘り下げたが、遺構の検出、あるいは遺物の出土もまったくなかったため、a列グリッドの断面を実測してB地区的調査を終了した。基本的層序は第3層が黒色シルト層、第4層が青灰色シルト層あるいは青灰色粘土層である。

〔C地区的調査〕 西端及び南端にトレンチを設定し同時に各グリッドの試掘を開始した。ここでも耕土層下には固い茶褐色の鶴床が検出されたが、G16b・G17c・G18dの部分では中砂層が現れた。このためトレンチを掘り下げて断面を観察したところ、この砂層は上記3グリッドを通る流水路跡（旧河道とする）であることが判明した。河道の深さは、第2層上面から約50cm程度で中砂及び粗砂で形成され、ビート層が混入している。流木片は多数発見されたが、遺物の出土は皆無であった。またC地区全域にわたって、東西方向の現畦畔に平行する鶴跡が第2層上面に検出された。



第4図 長沢遺跡グリッド設定図

各グリットはさらに2m～3m掘り下げられたが遺構の発見、遺物の出土はなかった。第3層はB地区と異なり黒色シルト層は明瞭ではなく、青灰色粘土層あるいは青灰色シルト層が主で、第4層は隙を含む粗砂層である。

〔A地区的調査〕 B地区北端域で検出された流水路跡が正ノ田北城へ連続しているものと推定されたため、9月上旬より、この地区的調査を開始した。

排水溝を東端と北端に設定し、同時に各グリットの試掘を行なったところ、南部(G01g～G04g)と北端部(G09g～G011g)の地表下50cm～60cmの第二層に土器片及び流木・木の実等の自然遺物を含んだ砂層が検出された。

また、A地区中央部ではB・C両地区と同様の上面に鋸歯を伴う固い茶褐色粘土層が現れ、G04e・G07eでは、旧駐畔が発見された。

前述の遺物を含む砂層は、その後の調査により旧河道を形成するものであることが判明した。即ち、北部ではG012dからG09gを通る汀線が検出された(旧河道Ⅰとする)。河道内は腐植土及びピート層を混入した砂層で形成され、土器片がこの層の最上面から多数出土した。その分布は汀線より3m以内に顕著であり、G012fではきわめて少ない。また流木も多く、さらに木の実・葉等も多量に出土した。また汀線の南部ではすべて固い茶褐色粘土層で、その上面には南北の現駐畔に平行する鋸歯がみとめられた。G012dでの旧駐畔は、旧河道内の砂層上に構築されている。

A地区南部ではG01g～G0d～G1cを通る汀線が確認され、これはB地区の調査で明らかになっていたG2a・G2bの汀線に続くものと推定された。また、同様の汀線はG04g～G01aにも検出され、この河道(旧河道Ⅱとする)の幅が10mを越えるものであることが判明した。両汀線の以北・以南は北部河道と同様、南北方向の鋸歯を有する固い茶褐色粘土層で、また旧駐畔も現駐畔直下に2条発見された。両駐畔とも河道を渡って造られている。河道内部は全域にわたって砂層であるが、南部(G02g～G0d～G2a)では腐植土質のシルトが混入しており、土器片の出土、流木・木の実等の自然遺物も多い。これに対して河道北部(特にG04g、G04f等)では青灰色シルト層、あるいは青灰色粗砂層が主で、土器片の出土、流木は減少する。

G1cでは固型化した茶褐色粗砂層中に土器片が多数出土した。これはG2a、G2b、旧河道ⅠのG011e等も同様である。

旧河道Ⅰ・Ⅱとも全体的に見れば、その汀線は比較的明瞭であるが、特に不明確な部分もあったため、ⅠではG011e内で汀線に対して直角方向に、ⅡではG0e西端、G02d東端にトレントを設けたところ、河道内の砂層は、前述の汀線よりも外側に、即ち茶褐色粘土層の下部に入りこんでいることが判明した。特にⅡの北岸ではG04e中央部にまで、粗砂層が続いている。

旧河道内G02dでは、中央部シルト層上に径約1mをはかる円型の木炭片を多量に含んだ部分

が検出され、竹べらで上部からはぎとったところ、ほぼ原型がみとめられる長さ20cm、幅7cmの炭化した木片が検出された。

〔旧河道内部の調査〕 旧河道内の掘り下げに先立って、旧駐畔の河道を渡る部分を除去したが、内部からは、かなりの量の土器片が出土した。またG03e 旧駐畔内部からは大型蛤刃石斧1点が出土している。I・II両河道とも約10cmづつ数回にわたって掘り下げ、その都度、実測と写真撮影を行なった。旧河道内は主に砂層で形成されているが、前述のようにこの砂層が粗砂・中砂・細砂・シルト層に分れ、さらに腐植土、ピートが複雑に混入しているため、湧水が多いこともあって、これらの層を明確に区分して掘り下げるることはできなかった。

旧河道Iでは遺物（主に土器片）は地表面下約80cmに至るまで分布しているが、大部分がG011e・G012e・G09f・g・G010f・gに出土し、G012fで出土したものは非常に少ない。また掘り下げるに従って、土器片は大型化する傾向をもっていたが、その量は減少した。砂も同様に南の汀線に近いほどその粒子が大きく、径10cmほどの碎石、川原石も散在していた。なおG011gからG010fにかけて20本余りの杭が発見された（図版21）。

主な遺物の出土地点は次のとおりである。

G09g、川岸のシルト層より壺形土器一個体分の破片が集中して出土（図版3の9）。

G012e、シルト層内に大型蛤刃石斧が出土（第11図の2）。

G011e、旧駐畔東端に、扁平片刃石斧出土（第11図の4）。

G09g、砂層中に大型蛤刃石斧が出土（第11図の3）。

旧河道IIからの遺物出土は、東部では河道中央部から南岸に多く、西部ではほぼ全域に出土する。ただし川底近くになると、東部では中央部に、西部では中央から北よりも多く分布した。河道北東部分（G04g、G04f付近）では、遺物の出土はきわめて少なく、ピート層もほとんど形成されていない。

主な遺物の出土について略記すると、

G0c、旧駐畔下、暗青色シルト層から中砂層にかけて木製錐未成品、皿状の木器が出土（図版7）。

G0b、中央部、暗青色シルト層を混入した砂層中に弓状木製品を発見（第10図の左）。

G03f、腐植土を含む砂層中に刷毛状に松葉を束ねた遺物が出土（図版17）。

G02g、中砂層中に長さ50cm、太さ2.8cmの棒状の木製品出土（第10図の右）。

G02g～G03g、表面の大部分が炭化した巨木が発見される（第6図参照）。

G02e 西端、砂層中に大型蛤刃石斧が出土、周囲には大型の土器片が集中している（図版32）。

G02g、粗砂層中流木の枝の間より勾玉1点出土（図版18）。

G0a、中砂層内に石劍の先端部を発見（第11図）。

G0d、粗砂層内に高坪型土器出土（図版15）。

G0c・G0b 両グリットの中砂層に紡錘車輪の石製品の同一個体の半片づつを発見（第11図）。

その他、自然遺物では、木の実（トチ・クルミ・モモ・アラカシ）・木の葉（アラカシ）と共に G0g・G0le・f・g にて長径約 3 cm をはかる貝の殻皮を発見した。

以上は、地表下約 90 cm までの調査経過であるが、12月上旬には両岸付近に川底を形成するものと思われる青灰色粘土層が現れた。そのため流水の特に巨大なものを取り除き、さらに砂層を掘り下げたところ、G0c に、I で発見したものと同様の杭が発見された。この杭は約 100 本が列をなし、G0d 東端にまで達なっている。

地表面下 90 cm 以下では、遺物の出土は減少し、12月中旬には、河道全域の底が現れた。川底は北東部 G02d・G03f・04g 付近の青灰色シルト層を除けば、他はすべて青灰色粘土層である。

上述のように A 地区では、2 本の旧河道が明らかになったが、両河道の間（C010c, G05c, G08c, G08f）では、第 3 層が青灰色粘土層、第 4 層に茶褐色の腐植土を混入したシルト層、第 5 層に礫を含む砂層が確認されたが、遺構及び遺物の発見は皆無であった。

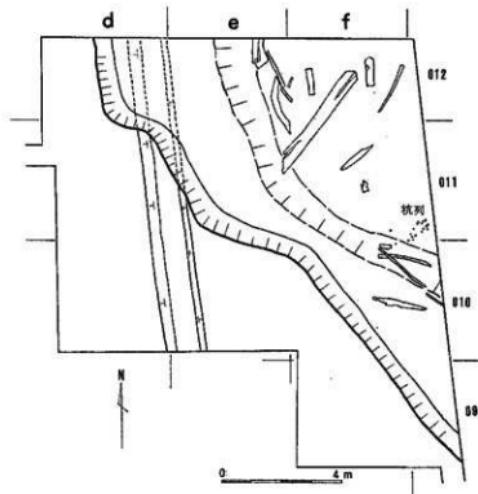
2. 遺構と遺物

今回の発掘調査によって明らかにされた遺構は、旧駐畔及び杭列・焚火跡を含む旧河道 I・II である。ここではこれらの遺構の位置づけを試みたい。

1) 杭列と旧河道

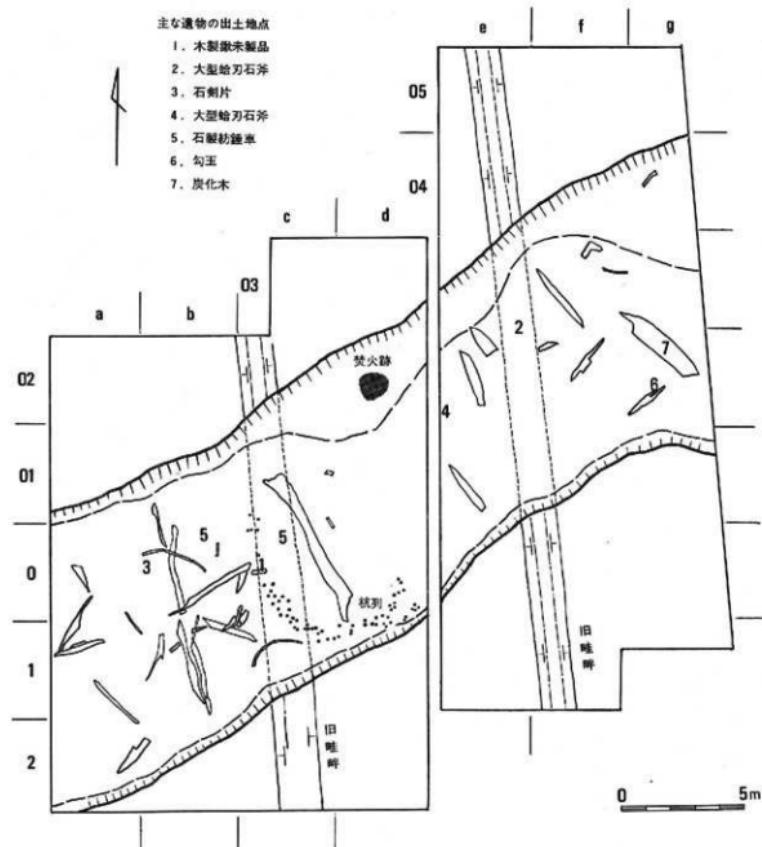
発見された旧河道 I と II の水流の方向及び両河道の関連についてまず考えてみたい。現在発掘調査区域付近の水路は土川をはじめとしてすべて東から西へ、つまり横山山麓に源を発して平野部を貫流し琵琶湖に注いでいる。発見された旧河道も、かっては東から西へ流れていたものと考えるのが当然であろう。

旧河道 II では G0c～G0d に発見された杭列の特に南西部の 10 数本が南西側に折れて傾いていたことから、北東より南西への流れの方



第5図 旧河道 I と流木の出土位置

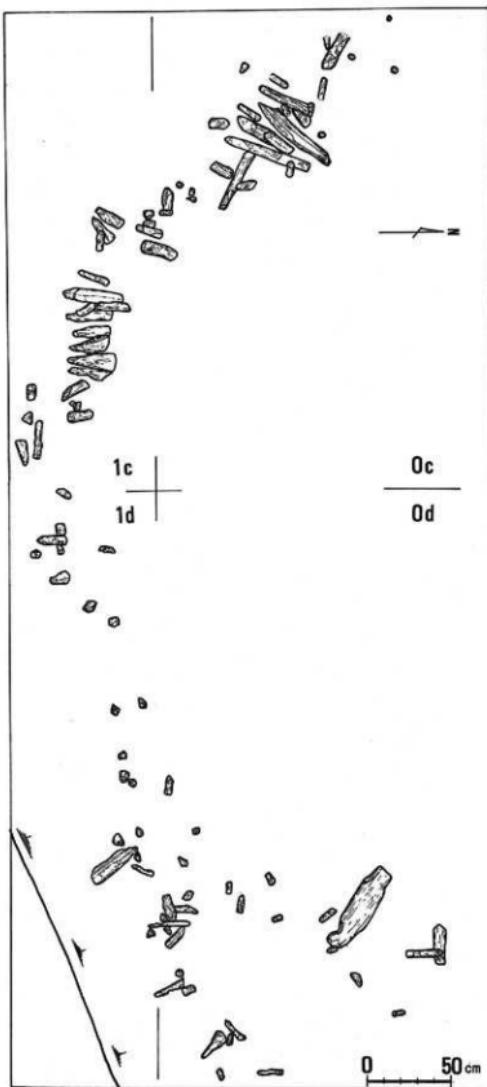
向が推定される。問題は旧河道Ⅰであり、この川が調査区域西部で蛇行し、西南へ迂回して旧河道Ⅱへ連なるものとすれば、北西より南西へ向う流れであったことになるが、山麓から湖へという原則から考えると、その逆でなければならない（Ⅰの杭列では、南東方向へ傾いているものもあるが、水流の方向を決定づけるものではない）。しかし、現在の水田のレベルが北へ、つまり田村方面へ向うほど高くなること、調査区域の東部には微高地が北東（加田方面）より南西（宇賀野方面）へ連なっていること、さらにこの2本の川の層序が両者で基本的に一致し、同一レベルにあること、Ⅱの断面図にみられるように、南岸に淵が、北岸に瀬が形成されていること、また土



第6図 旧河道Ⅱと流木の出土位置

器片の分布が南岸へ押し寄せられた傾向を示していること等々により、旧河道ⅠとⅡは調査区域の東側G06、G07列の延長上で大きく迂回する同一の河道であるものと推測される。

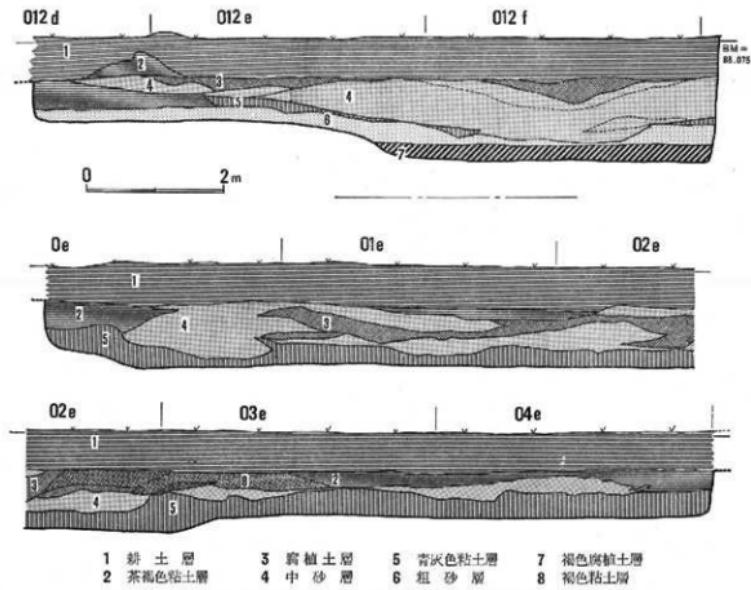
旧河道は粘土層を鋭く切り込んで形成されているが、水深はその幅に比べて浅く、洞で約70cmをはかるにすぎない。この河道内に腐植土・ピート・流木が堆積し、調査された断面を示す結果となったものであろう。木の葉・木の実（主にトチ・アラカシ・モモ・クルミ）・木枝等はピート層を形成しているが、流木の大きなものはこの層に直接の関連をもっていない。流木のうち最大のものは、長さ6.7m、幅約60cm（G0dからG01cにかけて出土したもの）をはかる。しかも2mないし3mを越えるものはほとんどが汀線に対して直角方向、つまり水流をせき止めのような形で発見された。これに対して比較的短い流木の多くは、岸に平行している。これらの流木は人為的に切り倒された痕跡をもつものはないが、G02g～G03gで出土した長さ4m、幅80cmをはかるものは表面の大部分が炭化し、強い火炎を受け



第7図 杭列平面実測図（旧河道Ⅱ）

たことを示している。川はある程度の速さをもってはいたが、水量は少なく、このためこれらの自然木を下流へ押し流す力をもたなかったものと思われる。

発見された杭は、この迂回する川の淵の部分に列をなしている。Iでは調査面積が狭いため、その全容を明らかにすることはできなかったが、IIでは100本余りが発見された。この杭列はG01cよりG0cにかけてほぼ半円形に2列に並んでいる。先端のレベルはB.M.より123~82.5cm低く(B.M.海拔88.075m)であり、すべて川底の粘土層に打ち込まれている。先端部で折れているものも多いが整形した痕跡を残すものもあり、ほぼ原形に近い状態を残している。また下部で折れて砂に支えられているもの多く、これはすべて西南方向へ傾いている。前述したように、おそらく上流から押し流される砂と礫によって折れ傾いたものであろう。なお、Iの杭列は川底の粘土層を掘り込んで打たれたことがG01lgの断面からうかがえる(第9図の上)(図版22)。しかしIIでは、川底に直接打ちこまれている(図版15)。杭列が淵の水流に対する抵抗が最も大きいと考えられる部分で特に密集していることからすると、魚貝類の捕獲のために設置されたものとも考えられるが、これに類するものは、現在この付近にもみられない。また旧河道IとIIの杭列は、相互に何らかの関連をもっているものとも考えられる。



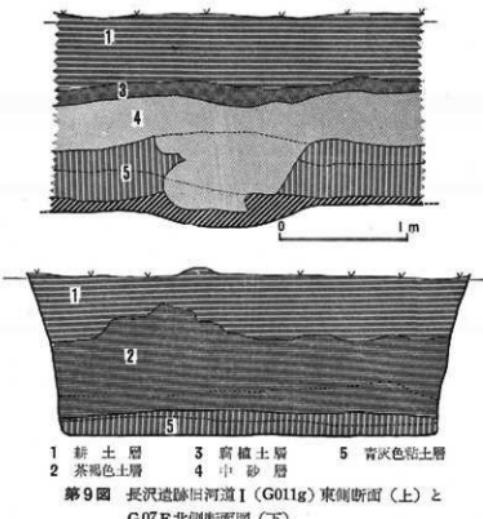
第8図 旧河道I(上)とII(中・下)の断面実測図

G02d の中央部のシルト層上面より検出された直徑約 1 m の円型の木炭片の層は、竹べらで木炭の小片を取り除いたところ、幅 5 cm、長さ 20 cm ほどの炭化した木片が現われ、明らかにこの場所で火を用いた痕跡を示している。同一レベルのシルト層上面から丸底の壺形土器（図版 2 の 21）が出土しているが、この焚火跡の下部からも土器片が数点出土していることから考えると、河道が堆積するシルトによって埋められた後の遺構と思われる。この部分は川の瀬にあたり、瀬に比べて早い時期に埋められたものと推定される。

以上の杭列と焚火跡は、この川が人間の日常生活と生産活動に密接に関連していたことを窺わせる。周辺の地形をみると前述したように調査区域の東部には、加田から南西へ連なる自然堤防があり、現在この微高地は灌木の林、竹林、畑地等になっている。これを遠望すると、現在でも川の土堤とみまがうほどである（図版 11）。今回の調査で明らかになった旧河道とこの自然堤防は、地形的なかかわりを持つものと考えられ、この付近に集落が成立していたことを充分に推測させる。

2) 旧 畦 坪

調査経過でも述べたように、旧畦坪は 3 本検出された。その色彩は耕作土よりも明るい茶褐色を呈し、二価マンガンによる黒斑が混入している。鉢をよく通すが粘着力がほとんどない固い土壤で、形態はほぼカマボコ型をなすが、その頂部には凹凸がある。裾の部分は周囲の第 2 層、茶褐色層に連なっている。幅は 1.3 m ないし 1.6 m をはかる。



湖北平野には旧坂田郡、旧浅井郡の条里制に始まる区画が現在も整然と残存しているが、今回の調査区域である正ノ田町の北端の畦道は旧坂田郡条里の十二条に該当する。正ノ田は七ノ坪、木内は八ノ坪に当り、今回発見された旧畦坪は坪の境界に位置するものではないが、その間隔は 10.7 m ~ 10.8 m をばかり、長地形の区割に一致している。旧畦坪の断面(第 7 図の下)をみると、その最頂部は現畦坪の西端の地表下約 20 cm ~ 30 cm に位置し、裾部は地表下 50 cm から

60cmである。G07eの断面には旧駐畔部から東西に鋤跡が波型をなして現れているが、これは駐畔の築造によって可能になった水田の耕作面であろう。現在の耕作では地表下約30cmほどまでしか鋤を入れることはない。G012d～G012eの断面をみると、旧駐畔は旧河道Ⅰの砂層上に造られたものであることは明白である。駐畔内部より出土した土器の小片は築造の際、旧河道の上面より削り取られたものであろう。さらに旧駐畔の頂部が断面図にみるよう凹凸を示すのは、築造後、畦が東へ移動したため、その上部が鋤によって削り取られたものと思われる。

発見された旧駐畔の間隔から、これが条里制にその起源を有するものと推測されるが、しかしその事實を積極的に証明する遺物は出土していない。旧駐畔内部から出土した土器片はすべて旧河道内部に出土したものと同時期のものであり、また旧耕作面からは、まったく遺物の出土をみなかったため、築造の年代は決定できないのである。

C地区では旧畦畔は検出されていない。八ノ坪の畦が長地形であれば、G16e付近に旧駐畔が発見されなければならないが、第2層上面には東西方向の鋤跡が発見されたのみである。現在木内地区では東西方向の畦が造られていることから考えると、条里駐畔も東西方向の半折式につくられたものとみるべきであろう。

3) 遺 物

土 器 本遺跡出土の土器は、発掘調査区域の北に位置する旧河道Ⅰと南の旧河道Ⅱに限られており、その量も非常に少ない。だが、鶴田遺跡出土土器のように時期の幅は大きくなく、土師器・須恵器の出土例が皆無に近いことから考えて、弥生時代中期前半から弥生時代後期中葉までの間が一応あてられるであろう。

＜旧河道Ⅰ＞

【壺形土器】 脊部のあまり張らない縦長の器体に、やや外びらきの頸部と曲折して上方にたちあがる口縁部がつく大型壺で、畿内第4様式に属するものである。口縁部に2条の凹線文をめぐらせるのが通例であるが、凹線文間に列点文をめぐらされた例もある（図版2の1～3）。

図版2の4および5は体部が欠失しているため判然としないが、頸部はゆるやかなカーブを描いて外反しており、さらに曲折して上方へたちあがるが、あるいは内傾する口縁部がつく。口縁部に数条の凹線文をめぐらせた例が多い。

また、図版2の6も体部が欠失しているため不明であるが、頸部中位から下位にかけて最大径をもつ算盤玉に近い形を呈する大型の壺で、畿内第2様式に相当する時期に属するものであろう。

外びらきの頸部に、大きく外反する口縁部がつき、さらに端部を下方へのばす例もみられる。口縁部内外面・頸部に直線文・波状文などをめぐらせる例が多いが、図版2の6は口縁部内面に列点文と瘤状突起をめぐらせているのみである。

図版2の8～10は、いずれも体部は欠失しているため不明である。ゆるやかに外反する頸部

に、鋭く曲折して水平に近くのびる口縁部がつく壺で、口縁部をやや肥厚させている。口縁部端面に縦位の沈線を配したのち2条の太い直線文をめぐらせるのが特徴である。

〔短頸壺形土器〕 脚部中位以下が欠失しているため判然としないが、おそらく算盤玉形を呈する器体に、鋭く曲折して、端部が下方へわずかにのびる短い口頸部がつく壺で、口頸部直下に小孔が穿たれている。器体外面は縦位のヘラ削りにより丁寧に整形されている（図版2の7）。

〔壺形土器〕 脚部のあまり張らない縦長の器体に、「く」字状に鋭く曲折して外上方へのびる短い口頸部がつく壺であるが、口頸部端の施文方法により2種類に区別できる。すなわち、口頸部端に刻目文をめぐらせるものと、凹線文をめぐらせるものである。外面には刷毛目があり、煤の付着がみとめられる（図版2の11～23）。

また、図版2の24～26および図版3の1・2などは、脚部中位に最大径を有する縦長の器体に、ゆるやかに外反する頸部と曲折してたちあがるか、あるいはわずかに内傾する口縁部がつく。施文例は少ないが、口縁部内外面と肩部に波状文・列点文をめぐらせた例（図版2の24・25）がある。外面には粗い刷毛目がみられ、煤の付着もみとめられる。

図版3の3は脚部の張りがなく、底部にかけてほぼ直線的にちぢまる縦長の器体に、ゆるやかに外反する短い口頸部がつく。口頸部端にはヘラによる押圧がみられ、外面には粗い備目が施され、煤の付着もみられる。

〔高环形土器〕

脚部は欠失しているため不明である。畿内第3様式に属する特徴的な口縁部をもつ高环で、口縁部は水平に近くのび、さらにその端部を下方へ拡張して面を形成している。口縁部内側には凸帯を1条めぐらせ、口縁部端面にも3条の凹線文と縦位の沈線を配している。器面は荒れているが、外面ともヘラ磨きにより整形されている（図版3の4）。

図版3の5は坏部が体部中位にかけて直線的にひろがり、さらに上方に向ってやや内湾ぎみにたちあがっており、脚部は欠失しているため不明である。施文はほとんどなく、口縁部付近に2条の凹線文がめぐらされているのみである。外面ともヘラ磨きにより丁寧に整形されている。図版3の6は、ゆるやかなカーブを描いてひろがる丈高的脚部で、柱状部と裾部の区別はない。脚部端をわずかに上方へ拡張している。施文はなく、外面は粗いヘラ削りが施されており、内面にはしづら目がみられる。

〔その他〕 いざれも脚部中位から底部にかけての破片であるが、図版3の9は肩部近くまで存在する壺形土器である。外面はいざれも刷毛目が施されており、凹底のものもある（図版3の7～12）。

『旧河道』

〔壺形土器〕 やや外びらきの頸部に、曲折して上方へたちあがる口縁部をもつ大型の壺で、

口縁部に2条の凹線文をめぐらせるのが通例であり、外面には叩き目・刷毛目がみられる（図版3の13～18）。

図版4の3は、やや外びらきの頸部に、大きく外反、曲折して内傾する口縁部がつく。施文は口縁部のみにみられ、斜位の沈線をめぐらせたのち、凹線文を数条配している。頸部には粗い刷毛目がみられるだけで施文はない。

図版4の2は、肩部からわずかに曲折して、やや外びらきの頸部から水平に大きく外反する口縁部にいたる。施文は口縁部端に凹線文、肩部に列点文が配されている。

一方図版3の20～22は、いずれも体部は欠失しているため不明であるが、やや外びらきの筒状を呈する頸部に、端部がわずかに内傾する口縁部がつく。施文はなく、外面に粗い刷毛目がみられる例が多い。

また図版3の19は、球形の器体に、「く」字状に曲折して外方へのびる短い口頸部がつく。施文は肩部上位にのみ見られ、列点文がめぐらされている。外面には粗い刷毛目が施されている。

図版4の1は、胸部中位以下が欠失しているため判然としないが、球形に近い器体に、ゆるやかに外反する短い口頸部がつき、端部は単純におわる。施文はなく、外面に叩き目、内面に輪積み痕がわずかにみられる。

〔細頸壺形土器〕

ゆるやかなカーブを描いて外反する細い頸部に、上方に向かって内湾ぎみにのびる口縁部がつく。口縁部から頸部にかけて凹線文、列点文、波状文がめぐらされている。体部は欠失しているため不明であるが、おそらく算盤玉形を呈するものとおもわれる（図版4の4～6）。

図版4の7は、筒状を呈する細い頸部に、受口状の口縁部がつく。口縁部付近に凹線文が数条めぐらされている以外には施文はみられない。

〔台付無頸壺形土器〕

口縁部のみの破片で、体部は欠失しているため不明である。口縁部は内湾ぎみにのび、端部直下に小孔が穿たれている。施文は口縁部付近にみられ、凹線文が数条配されている。体部は欠失しているが、おそらく下方に直線的にのび、大きな円孔が穿たれた脚台がつくのであろう（図版4の8）。

〔壺形土器〕 図版4の9～25などは、胸部のあまり張らない縱長の器体に、「く」字状に鋭く曲折して外上方へのびる短い口頸部がつく。口頸部に刻目文がめぐらされるものと、凹線文がめぐらされるものとが出土しているが、特殊な例として、波状文がめぐらされたもの（図版4の16）がみられる。外面には刷毛目・叩き目、煤の付着がみとめられる。

図版4の26～28および図版5の1・2などは、胸部が強く張る球形に近い器体に、「く」字状に鋭く曲折して外上方へのびる短い口頸部がつく。口頸部をわずかに肥厚させており、頸部の曲

折部に列点文を施した貼付粘土帯がめぐらされた特殊例がある(図版3の26)。体部には施文はなく、刷毛目がみられるのみである。

また図版5の3~7および9・11・13~17は、胸部中位に最大径を有する縦長の器体に、ゆるやかなカーブを描いて外反する頸部に、曲折して内傾するか、あるいは上方にたちあがる口縁部がつく。施文は、口縁部内外面、肩部に波状文や刻目文がめぐらされた例(図版5の7・11)をのぞいてはほとんどみられず、内外面には粗い刷毛目が施されており、煤の付着がみられるものもある。さらに図版5の11は口頸部直下に小孔が穿たれている。

図版5の8は、ゆるやかに外反する頸部に、わずかにたちあがる口縁部がつく。施文はみられず、内外面には粗い刷毛目が施されている。

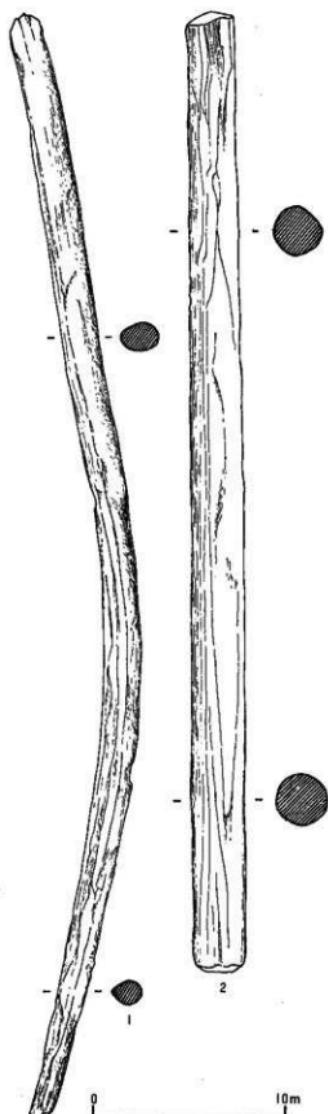
図版5の3は、胸部中位に最大径を有するとおもわれる器体に、ゆるやかに外反して上方へたちあがる口頸部がつく。胸部以下は欠失しているため不明であるが、外面に叩き目、内面に刷毛目が施されている。

〔台付壺形土器〕

頸部の張らない縦長の器体に、「く」字状に曲折してさらに上方へたちあがる口頸部がつき、大部分が脚台を有する。文様は口縁部と肩部にみられ、列点文と不規則な直線文がめぐらされている(図版5の15~17)。

〔高坏形土器〕 特殊な口縁部をもつ高坏である。口縁部は水平にのび、さらにその端部を下方に大きく拡張し、その面に2条の凹線文を配している。口縁部内側には凸帯を1条めぐらせており、坏部内外面はヘラ磨きにより丁寧に整形されている(図版5の10)。

同図版の12は、底部から直線的にひらき、体部中位から上方に向かってやや内弯ぎみにたちあがる口縁部をもつやや深い盤状を呈する高坏で、脚部は欠失して



第10図 長沢遺跡出土の木製品

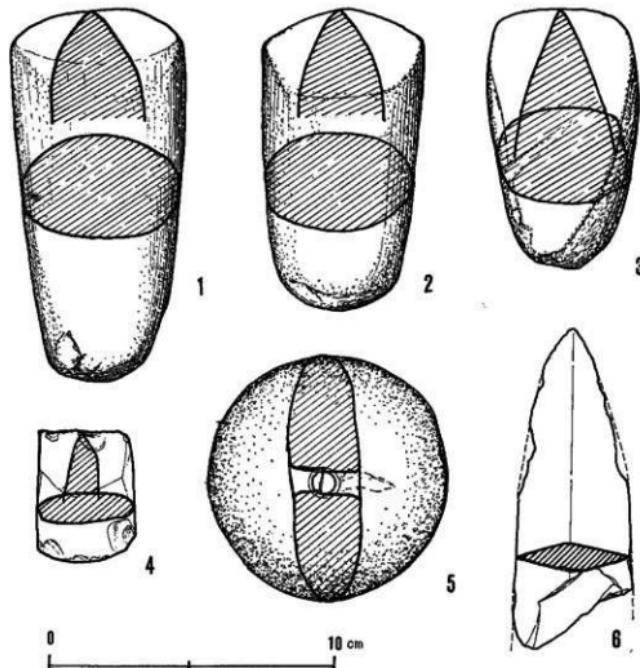
いるため不明であるが、おそらくゆるやかに大きくひらいているとおもわれる。口縁部に凹線文がめぐらされている以外には施文はなく、やや内外面はヘラ磨きにより整形されている。

また図版5の21・22は、坏部が欠失しているため不明であるが、脚部はゆるやかにひらき、端部を上方へ拡張している。施文はなく、いずれも無孔である。21は縦位のヘラ削りにより丁寧に整形されているが、22は器面の摩滅がはげしい。

〔瓶形土器〕 平底の底部から外上方へひらく、いずれも深鉢形を呈する瓶とおもわれ、底部に1孔が穿たれている（図版5の23・24・28）。

〔小型瓶形土器〕 平底の底部から外方へ直線的にのびる小型の瓶で、底部と肩部下位に計21個（現存部分）の小孔が穿たれている（図版5の27）。

〔その他〕 平底の底部からほぼ直線的にひらくものと、内彎ぎみにひらくものとがあり、凹底を呈する例もみられる。内外面は刷毛目により整形されている（図版5の18～20）。



第11図 長沢遺跡出土の石器類

石器と木器 本遺跡から発見された石器・木器類は比較的少ない。とくに木器類は、溝状造構内より流木等が数多く検出されたものの、加工痕をとどめるものは少ない。それらの主なものは第10図と図版33に掲げたとおりである。第10図の1は弓状を呈するもので、全長58.5cmを測る。全体に丸く仕上げられているが、端部に削痕が顕著に残されている。なお端部から6cmの位置に弦を結ぶためと思われる刻みが残されている。同図2は棒状の木器で、全長50.5cmを測る。これの両端部は鋭く切断されている。表面は丁寧に削られ、断面は円状を呈する。用途は明らかでない。図版33の上は獣の未製品で、全長61.7cmを測ることができる。一方石器類としては、わずかに5点の始刃石斧、1点の小形扁平片刃石斧と、それに磨製石剣の先端部破片および筋縫車様の石製品1点と他に砥石状石片2点のみであった、第1図の1および2はそれぞれ長さ13.0cmと10.5cmを測る。

III 古代長浜平野の文化的景観

はじめに

『国道8号線長浜バイパス関連遺跡調査報告書』に述べたような長浜平野の自然的景観の上に、この地方の歴史はどのように展開してきたのであろうか。以下にはその問題を、長浜バイパスに關する遺跡調査の一応の総括として、仮説的に概観してみよう。そのばあい選ばれる基本的な視点は、自然に対して加えられた人間の努力の結果を、遺物や遺跡を通して明らかにしようとする点にある。この地方の人々はその自然にいかに働きかけ、どのようにこれを変えていったのか。文化的景観の古代における成立の過程を、集落と道路と農耕地の3つの側面から脉づけてみよう。

1. 弥生式時代中期まで

長浜平野における考古学的遺物としては、まず縄文土器を挙げるべきであろう。しかし、十里町の畠地でわずかに発見された縄文の土器片は、姉川上流からの流出物と考えられており、直接この地方の縄文時代の生活を推測せしめるものではない。湖北では、伊吹扇状端にあたる杉沢、七尾山麓の醍醐、尾上沖の湖底などで縄文式の土器・石器類が発見されているが、これら遺跡の立地や分布は、長浜平野における現集落のそれと、いちじるしい相違を示している。そのことは、現在の集落の歴史的上限が縄文時代にまで遡りえないことを意味していると同時に、その成立を可能にする文化的条件が、次の弥生式以後の時代をまつて、はじめて準備されてくることを物語るものであろう。

事実、山麓や湖岸台地に発達した縄文文化に対し、長浜平野の弥生式文化は、水田耕作に適した湿地帯に成立し、湿地中の微高地の上に形成されたこの時期の居住地は、そのまま現集落の生活範囲と重なるばあいが多い。現在まで確認されている弥生式時代の遺跡のうち、姉川河岸の国友をはじめ、米川ぞいの川崎・八幡東、十一川ぞいの宮司・高田・室・四ツ塚、五井戸川ぞいの大辰巳・鴨田、南川ぞいの長沢など、姉川の旧河道とみられるいく筋かの分流に沿った微高地に分布している点で、その立地条件を共通にしている。つまり長浜平野の弥生時代の遺跡は、姉川の河流と堆積によって成立した湿地中の自然堤防の上に分布しているのである。

さて、從来の考古学的知見によると、長浜平野に弥生式文化がもたらされたのは弥生式時代の前期中葉で、土器の器形や紋様には、伊勢湾からの影響が見てとれるという。大和から伊勢湾にぬけて地域的特色を顕著にした弥生式文化は、おそらく長良川を遡って岐阜県に至り、分水嶺から天野川を下って湖北に達したのであろう。東方からのルートをたどって伝播してきた弥生式文

化がこの地方に定着の場所を見出すのは、上述したような湿地帯においてであった。そこは地下水位が高く、莫大な労力を要する用水路などが不要で、特別高度な人工を加えないでも水田耕作を営むことができたからである。数年前に川崎遺跡から木製農具が出土したのに続いて、鶴田・長沢の発掘調査においても、未成品を含む數点の木製鋤が発見されている。耕具として木製のものが支配的であった段階では、稲作の耕地は湿地帯以外には拡がりにくかったであろう。すなわち弥生式時代前期の長浜平野においては、後背湿地をひかえた自然堤防の上に、きわめて小規模な集落が点在していたと考えられるのである。

このように、長浜平野における弥生式文化は東方ルートからもたらされた伊勢湾的な様式の伝播によって成立したのであるが、中期に至ると、今度は畿内からの影響が強くあらわれはじめめる。伝播のコースは、大和から北上して湖東の野洲・彦根をたどるルートであろう。畿内の弥生式文化が流入するにしたがい、平野部の集落が徐々に増加していく。また、湖北全体では、軍事的性格を備えた山麓の遺跡が出現ってきて、倭国動乱の渦がこの地にも及んできた結果であろうと推定されている。長浜平野のばあい、平野東部に北東から南北にかけて臥竜山・横山が連っているが、その山麓部にはほとんど弥生式遺跡を見ず、八条の東方にただ1カ所を数えるのみである。その遺跡が軍事的な性格を備えた城砦であるとしても、やはり例外的な存在とみるべきであろう。これと同様に、湿地中の微高地から別れて山麓部に移り、新しく谷間の湿地を水田化していくという、弥生時代中期に一般的な分村の傾向も長浜平野のばあい認めがたいようである。横山山麓に切れこむ谷間は谷水田を営むのに適しているにもかかわらず、そこには弥生式遺跡の分布を見ない。これらの谷間の土地は琵琶湖が干あがってできたといわれ、土質が重く、強い粘土質が多い。しかも従来の弥生式時代の水田が、第10図に見るごとく現在の半湿田地帯に拓かれているのに対し、ここは湿田地帯に属する。弥生時代前中・期の水稻技術では、重粘な土質の湿田地帯を耕地化しえなかつたのではないかと思われる。

つまり、弥生時代中期にあっても依然として、微高地周辺の湿地帯で水田耕作が行なわれていたのである。集落の数は中期に至ってふえているが、生産の基盤は前期と同様、自然堤防の後背湿地を離れなかったものとみられる。そしてこのような湿地帯で営まれたのは、排水を中心とした低湿地型の農耕であったと考えられる。地下水位が高く水はけの悪い湿田では、用水路よりはむしろ排水施設が重要で、現に長浜平野では、最近まで大規模な排水工事が進められていたのである。しかし洪水が一定の限度を越えれば稲の生育を不可能にするというような湿地帯では、水田農業ははなはだ不安定なため、狩猟などもあわせて行なわれたのであろう。川崎・鶴田・長沢などの弥生時代の遺跡から弓や石鎌が多く出土しているのは、それを物語っている。

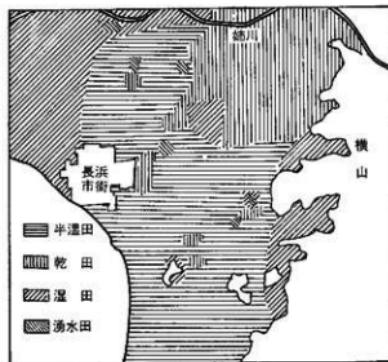
以上のごとく、弥生時代前・中期の長浜平野においては、湿地中の微高地に小規模な集落が点在し、自然条件に強く制約された初期的な水田耕作が営まれていたのであるが、後期に至ると、

集落はその規模を大きくする傾向を示しはじめる。中期から後期の遺跡とされる大辰巳や鶴田は、おびただしい量の土器遺物によって、かなり大規模な集落であったことが想定できるからである。このような後期集落の大規模化の背後には、当然生産力の増大が考えられ、しいては水田面積の拡大が推測されよう。そして耕地の拡大は、北方ルートからもたらされた鉄製農具によって可能となったと思われる。

2. 新農法の展開

臥竜山の山麓から上坂周辺にかけて、前方後円墳が数基並んでいるが、それは息長氏関係の豪族のものに比定されている。その息長氏は、一説によれば、製鉄をよくする渡来系の氏族で、湖北にも鉱脈を求めて日本海から南下してきたものであるといい、その時期は弥生式時代後期から古墳時代初頭と考えられている。長浜平野に鉄製の農具をもたらしたのは、おそらく息長氏であったであろう。東方ルートからの弥生式文化の流入によってはじめてこの地方に成立した湿地中の農耕集落は、中期に至ると西方ルートの影響によってその数をふやし、後期から古墳時代初期にかけて、今度は北方ルートの鉄製農具によって規模を拡大したものと思われる。新たにもたらされた鉄製農具は、徹高地中の集落に対して、その周辺の湿地帯を一層広く水田化することを約束したのである。しかも鉄製農具の出現は、従来の限られた湿地以外にも進出する機会を与えたと考えられる。

第12図によれば、現在の長浜平野は地下水位の高低によって、乾田・半湿田・湿田・湧水田の四つに区分されている。このうち排水を中心とした低湿地農耕が営まれたのは現在の半湿田地帯に当り、ここに弥生式時代の集落が点在しているのであるが、これ以外に弥生式時代の遺跡は乾田地帯にも2カ所見出すことができる。山地を離れた姫川が長浜平野に出る際、流速を減じて土



第12図 乾湿度による水田の分布
（『郷土・長浜』より）



第13図 長浜平野の遺跡および古道推定図

砂の搬出力を弱めた結果形成された扇状地が、この乾田地帯である。土地は主に粗い砂礫で水の滲透性が著しいため、乾田を水田化するには、用水路を設けて灌漑することが必要であろう。乾田地帯に立地した東上坂や南小足の集落は、灌漑を主とした水田農耕を営んだのではないかと想像されるのである。そして乾田地帯に用水路を通すのには、従来の木製鋤などではなく、鉄製農具が必要であったと思われる。

このように、鉄製農具がこの地方に与えた影響は、従来顧みられなかった乾田地帯に鋤を入れ、そこを水田化した点にあらわされた。しかも、上坂から臥竜山の山麓にかけてのこの一帯には、古墳時代前期後半に属する茶臼山古墳以下、息長氏関係のものとされる数基の前方後円墳が存在する。前述のごとく息長氏は、製鉄のわざに長じた工人氏族で、湖北には日本海のルートから南下してきたのであった。また、天野川を數km遡った息長を出自の地とも伝えるこの氏族は、配下に海人集団をひきい、天野川の河口の朝妻から湖上交通によって大和勢力と接触し、その文化を導入したものと思われる。そのひとつに、あるいは灌漑農法なども含まれていたのかもしれない。鉄製農具と灌漑農法によって乾田地帯を開拓し、ここを生産力の基礎として茶臼山以下の古墳群を築造したと思われる。その上この地域は、姉川が長浜平野に入ってくるときの上流の部分に位置する。姉川の上流を扼した息長氏は、水利権の掌握によって下流一帯を制し、ある程度の地域的統一を成しとげたものと思われる。茶臼山以下の前方後円墳は、息長氏のこうした勢威を示しているとみてよいであろう。後出する坂田氏とは、この地に拠った息長氏がのちに称したもので、両氏族は出自を一にすると考えられている。

さて、乾田地帯に新たな灌漑農耕が展開して、その結果もたらされた生産力の増大が大規模古墳群の築造を可能にしたと考えるならば、半湿田地帯においても鉄製農具の導入を契機として、生産上・社会上の変化が起ってきたと考えられる。先にみたように、大辰巳や鴨田では、おびただしい量の出土遺物によって付近に大規模な集落が営まれていたことが推定できるが、特に鴨田遺跡は須恵器の出土から、古墳時代後期にまで下る遺跡であることが明らかである。また、田村遺跡は、そこで出土した弥生・土師・須恵器の各土器片から、近くに古墳時代の集落が存在した可能性を考えしめる。つまり半湿田地帯に点在していた従来の集落は、弥生後期から古墳時代にかけて規模を拡大し、それと同時に新たな集落も成立してきたのである。半湿田地帯におけるこのような傾向を促したものは、鉄製農具の導入と大規模な土木工事の展開であろう。排水施設の設置による湿田の乾田化がおし進められた結果、土地の生産性が高まり、堤を築いて水害をふせぐことによって、安定した耕地を造成していったものと思われる。古墳時代後期に至ると、半湿田地帯においても円墳がいくつか築造されるようになるが、それは排水を中心とした低湿地農耕の新たな展開によって可能となったと考えてよいであろう。

さらに第13図によれば、後期古墳が成立してくるのは半湿田地帯以外、横山の山麓部である。

山麓の間に切れこむ谷地には、現況ではいずれも水田が開かれており、その多くの谷頭には大小の溜池が見られる。谷川の水を堰きとめて貯水する溜池の設備は、古墳時代の土木技術と生産用具をもってしても十分樂きうるであろう。溜池の効果は、渴水期の水の補充と、谷の出口の水不足地帯の灌水に見出されるが、このようにして横山の谷間では安定した水田耕作が営まれたものと思われる。前述したように横山の谷間は、かつて琵琶湖の湖底であり、重粘な土質の湿田地帯であった。溜池の設置と並んで排水路も開鑿され、その乾田化が企てられたであろう。ともかく谷水田の生産力の増大や安定化によって、その周辺の山麓部には後期古墳が成立してきたものと考えられる。

3. 息長系氏族の古墳と古道

ところで、横山に切れこむいくつかの谷間のうち、最も大きなのは常喜の奥の鳥羽上の谷であるが、奈良時代ここを中心と阿那郷が置かれ、中世まで安奈村とも称していた。上坂の地を占めて坂田氏を称した息長氏と並んで、この地方の古族とされる阿那公の本拠であったのであろう。『新撰姓氏録』は阿那氏を和邇氏の分族とするが、姉川以北に勢威を振った物部氏や、湖北南部の息長氏も和邇系の氏族である。また、貞觀5年、坂田郡の穴太・息長・坂田3氏に対し譜圖の調進が命ぜられていて、この3氏は同族であったとみられる。かりに阿那公の裔が穴太氏を称したと考えれば、ここからも阿那氏と息長氏の同族関係が浮んでくる。前述したごとく、息長氏は製鉄のわざに長じた工人氏族であった。その同族である阿那氏も鉄製の農具を用いて鳥羽上の谷を開拓し、そこに豊かな農耕生活を営んだのではなかろうか。鳥羽上付近の山麓にいくつか見られる円墳は、阿那氏関係の古墳であったと推定されるのである。

先にみたように、平野東北部の乾田地帯にスキを入れて勢力を付植した息長氏は、この地で坂田氏を称し、姉川上流をおさえて下流の一帯を制したのであった。また、阿那氏は、横山山麓の鳥羽上に谷水田を営んで、この地に勢力を確保していたと考えられる。そして前に天野川をひかえた横山の南端息長には、息長氏の本拠があった。この地は湖上交通の要津である朝妻や箕浦に近く、東国へのルートをおさえる要衝に位置する。塚の越・山津照社・人塚山などの前方後円墳にその勢威がうかがわれるが、横山の西麓は北から坂田・阿那・息長と、ほとんどその同族によって占められているわけである。そのばい3氏の勢力圏を結ぶかのように、横山の山裾をぬってひと筋の古道のがびているのが注目されよう。この道は、息長を発して箕浦をすぎ、鳥羽上の谷口の常喜をへて垣籠に至り、上坂の地で一応終っているのであるが、ここからさらに姉川を渡って物部氏の勢力圏を北上してゆく。おそらく横山ぞいのこの道こそ、舟運や陸路によってもたらされた中央の文化を湖北に伝えるルートであり、北陸からの物産を畿内に運ぶ幹線の一部であったと思われる（第13図）。

4. 条里制の施行

以上長々と述べてきたように、古墳時代全般を通じて長浜平野の耕地の拡大は進められ、平野部の乾田・半湿田地帯においても、また、從来放置されていた谷間の湿田地帯においても、著しい生産の向上をみたのであった。そしてこの傾向をいっそうおし進めて平野全体を耕地化しようとする試みは、律令政権による条里制の施行によって果されようとしたのである。中央の政治力が長浜平野まで及んできた制度的なあらわれは、大化2年の詔によって国・郡司の制が実施された際、この地方にも坂田郡が置かれた時点に求められようが、これと同時に谷間を含む平野全域にわたって条里制の敷設が計画されている。鴨田・長沢の発掘調査においては、前者で4本、後者で3本の旧い駐畔を発見し、從来わずかに残る地名や地表面に現存する地割によって推定されてきた条里制の施行を、直接地下の遺構によって証明しうる可能性をえたのである。

坂田郡におけるこうした条里制の実施が、長浜平野の文化的景観の成立に果した役割は甚大であったといってよい。それは、微高地や谷間に点在していた自然集落をタテ・ヨコの道路によって結び、從来放置されていた沼沢地に駐畔をわたし、条里にそって溝をひいて漑溉排水を容易にしたのである。その結果、耕地は飛躍的に拡大していったと思われるが、それが特に顕著にみられたのは、姉川下流に当る平野北西部においてであったろう。この地域にある十里・祇園などの集落が占める土地の面積は、びったり1里の区画と一致していて、条里集落であることが推定できる。また、相模・列見・博士など、令制の定める田類のうち公卿田・職田を地名に残すものも多い。第12図によれば、この付近は湿田地帯であるが、おそらくここは水田耕作が不可能とされた条件の悪い低湿地であったとみられる。この未墾地に駐畔をわたし、導水・排水用の溝を引いて水田が拓かれたのは、条里制の施行によってであり、この付近に条里集落や条里関係の遺名が多いのも、そうした理由によるのであろう。

ところで、長浜平野における水田を地下水位の高低によって区分した第12図から、さして重要な湧水田を除いて、残りの区域を大別すると、沖積平野上の半湿田、扇状地を占める乾田、横山の谷間の湿田、姉川下流の湿田の4つとなしうる。半湿田地帯にははじめて水田が開かれて、排水中心の低湿地農耕が営まれたのであり、乾田地帯は弥生式時代後期以降、灌漑を主とした乾地農耕が展開された地域である。また、谷間の湿田地帯では古墳時代に入ってから、谷水田が営まれ溜池利用の耕作がなされている。そして最後に姉川下流の湿田では、条里開拓によって水田化が企てられたとみられる。つまり4つに区分された水田地帯は、それぞれ古代の長浜平野における水稻農業の展開を物語っているのであり、しかもこれらの区域はおおよそ下坂郷・上坂郷・阿那郷・細江郷という坂田郡内の郷里と重なる。そのうち上坂郷が一番広く、湿田・半湿田地帯にまで拡がっているのは、その地を占めた坂田氏の勢力を反映しているが、とにかく農耕地としての成立は細江郷の範囲が最もおそく、ここが開拓されるのは条里制施行以後のことと思われる。



第14図 長浜平野の条里関係図

5. “上坂条里”と“坂田条里”

いま、長浜平野の2万5千分1の地形図をひろげてみると、そこには整然とした条里制の地表遺構を見てとることができるであろう。だが一見整然と区画されているかにみえる条里の地割も、仔細に観察してみると微妙に歪んでいる区域があり、しかもその歪みにはある法則性が働いていることに気づく。いくつかの例を挙げると、垣籠一加納間の駐道を直に西に延長すると、その道は川崎の南で条里地割からはずれるようになり、逆方向に十里一口分田間の道を東に延長すると、今度は西上坂の南で坪間を走ることになる。つまり保多から新栄の北を通って西行する東西線が、ちょうど長浜北高の前で一度屈折してから西に伸びてゆくように、宮司一国友間の南北線をほぼ中心として、その左右の区域の東西線（条線）は接続したばかりも一直線にはならないのである。また、大長巳一宮司間の南北線と、石田一春近間の駐道が平行にならないごとく、七条一宮司間の東西線を中心に、その上下の区域では南北線（里線）は互いに齟齬することが多い。ところが本庄一高橋間の東西線と国友一小沢間のそれは平行を示し、下坂中一八幡東を結ぶ南北線を北に延長すると、そのまま新庄寺に至る道路と一直線をなすのである。

以上のような事実を総合してみると、国友一宮司一石田の3点を結んだ内側の平野北東隅の区域と、その外側の西部・南部の区域とでは、条里地割の方向が若干ズレているのではないか、という疑問が浮んでくる（第14図参照）。そして2つの区域が異った測量のもとに地割されたと仮定して内側区域の東一西線を検討してみると、宮司一七条間の道路の延長は、標高312mの横山山頂に達し、加納一垣籠間の駐畔の延長は、234mの臥竜山の頂上にぶつかる。つまり内側区域のばあい、横山か臥竜山のどちらかの山頂を支点とした東西の道路をまず敷いて、それを基準に条里地割が施されていったのではないかと考えられる。堀部一南田附西間、保多一長浜北高間、西上坂一桜木間の条線は、すべて上記の東西線と平行を示しているから、内側区域の条里（以下上坂条里と略称）は、国友一宮司一石田の範囲内で同一設計のもとに敷設された可能性が強いのである。

そして上坂条里の敷設が完了したあとで、今度はそれ以外の区域の地割が、異った測量のもとに行なわれたとみられる。その区域の条里をかりに坂田条里と名づけると、坂田条里は宮司を中心新たに施工されていったであろう。『坂田郡志』は宮司に坂田郡の郡衙が置かれていたと推定しているが、上述した仮説からすれば、宮司はちょうど上坂条里と坂田条里の境界に位置している。しかも宮司（旧宮川・下司）の面積は1里の区域と一致するから、条里集落である可能性が強い。上坂条里の敷設が終ってから、次に宮司に近い位置に郡衙が置かれ、そこを基点として第2次の条里地割が平野全体に拡大されていったのではなかろうか。

長浜平野における条里制の地割が、莫大な労力と長い年月を要して完成されたことは明らかである。上に述べた理由によって、坂田郡の条里が第1次と第2次の施行によって展開されていっ

たことを推測したのであるが、そうした推測の根据ともなった上坂条里と坂田条里の設計上の相違はどのようにして起ったのか。あくまで推測にとどまるけれども、以下のような仮説は呈出できるであろう。『明治以前日本土木史』によると、条里地割には磁石や繩・竿を用いた直接測量が行なわれたほか、間接測量によって誤差を修正する方法もあり、かなり高度な技術が用いられたという。いま上坂条里の里線の方位を調べてみると、真北に対して約17°西へ偏位し、また坂田条里の里線は、真北に対し約15°西に傾いている。かりに長浜平野の条里が里線の方位を磁北に求めて設定されたと考えれば、磁北は地磁気の永年変化に従って動いているから、上坂条里と坂田条里の真北に対する差違は、地磁気の永年変化に沿って生じたという推定が立てられるであろう。その上、地磁気の永年変化曲線に条里の方向を合わせることによって条里施工の時期を定めるという仮説に依拠して、その図表に上記の方位を当てはめてみると、上坂条里の設定は650(註)年前後、坂田条里の施行は680年前後にあたる。いくつかの仮定を重ねた上での結果であるが、この2つの年代は、長浜平野における第1次の条里地割が上坂周辺で行なわれ、この区域の地割が一応完了してから、宮司付近に郡衙が置かれて新たに平野全体の地割が企てられた、という先の推定と決して矛盾しないであろう。

6. 律令的支配の滲透

とにかく、長浜平野の条里が第1次・第2次の地割によって徐々に施行されていったことは確かであると思われる。第2次の坂田条里のはあい、郡衙が置かれた宮司と口分田・国友を結ぶ条線がまず引かれ、それを基準として西側の細江郷の地割が行なわれたのである。2万5千分1の地形図を見ると、宮司一國友間の条線の東の地域においても、その条線と平行する肚畔が數本見られるが、おそらく第2次の地割の実施に際し、上坂条里の修正が試みられた結果と考えられる。里線の方でも、上坂条里の北端では、坂田条里に合せて引かれた肚畔が見出されるのである。しかし坂田条里の施行の目的のひとつが、從来の未墾地を区画して開拓することにあったのは、前述した通りで、それは特に細江郷の区域についていえる。十里・祇園以下の条里集落を中心開拓が進められるのであるが、相模・列見などもその名から、条里制の施行後に成立した集落であろうと思われる。

また、宮司付近に郡衙が置かれたこと自体、当然平野南部の条里地割を予定したことであった。上述した国友一口分田一宮司の里線は、宮司で一度東に折れてから小字古殿の角を曲って南進し、室・大長巳など弥生式時代以来の集落を貫いて、道はさらに加田をすぎ、蘆戸で“山辺の道”と合して浜浦に終わっている。平野南部では、この道が建設されてから条里地割が行なわれたのである。一部を除いて、道は里線の上を走り、今回発掘した長沢の旧耕畔3本も、この道に平行して敷かれているのである。そして室一四ツ塚間、永久寺の南西一常喜一鳥羽上間などを結

ぶ東西線は、みなこの道から別れているから、微高地上の弥生式時代の集落や古墳時代の谷間集落など、すべて郡衙のあった宮司と結びつけられているわけである。条里制は班田収授の実施を容易にするために行なわれたのであるが、従来の集落に対する郡司の支配は、具体的には郡衙と各集落を結ぶこうした道によって維持されたというべきであろう。これらの道は、かって村々を連ねていた自然道とは異なる意味をになっていたのである。

先に述べたところによれば、長浜平野における条里制の施行は、宮司を基点とした坂田条里が敷設される以前、すでに上坂の地を中心に第1次の条里地割が施されていたのであるが、その年代を、地磁気の永年変化曲線は650年前後、つまり坂田郡の設置のころと推定している。上坂周辺は現在の乾田地帯を占めていて灌漑農耕が展開されたところであり、坂田氏關係の古墳が集中する地域であった。坂田郡司はまず坂田氏から出たとされているから、郡衙は最初その本拠の上坂に置かれた可能性が強い。上坂の地を中心に第1次の条里地割が行なわれたとする先の推定は、この点からも傍証されるであろう。そして地磁気の永年変化曲線が示す680年前後、郡衙は宮司付近に置かれ、その地を基点に第2次の条里地割が施行されはじめめる。坂田郡の郡衙が上坂から宮司に移されたとすれば、それは平野全域にわたる条里制施行の決意をあらわすものであり、しつてはこの地方に対する律令政権の支配の強化を示すにはかかるまい。一説によれば645年の大化改新から672年の壬申の乱までは、大化前代以来の土豪がまだ実権を保持しており、全國的・定期的な班田収授も行なわれていない。初期律令制の段階であるが、天武・持統朝に至ると、本格的な律令体制が確立されてくるという。坂田郡における郡衙の移動と第2次条里制の展開も、おそらくこれと無関係ではないであろう。

7. 条里の道と村

また、上坂から宮司への郡衙の移転とともに、かって横山の山裾の道が果していいた役割もその比重を減ずることになる。前述したごとく、息長の地を発した“山辺の道”は、同族阿那氏の支配地域をへて上坂に達していた。このばあい大和朝廷の権力も、息長・阿那氏の支配するこの道を通過しないでは、坂田氏の本拠である坂田郡衙にまで届きえなかつたのである。しかし郡衙が上坂から宮司に移され、宮司と箕浦を直接結ぶ“条里の道”が完成したとき、この地方に対する律令政権の支配は、著しくその滲透度を深くしたといつてよい。中央と郡衙を結ぶ連絡路を出来るかぎり直線に近づけようとする努力は、連絡の迅速化すなわち地方支配の有効化という要求に基づいているからである。“山辺の道”がその道ぞいに軽視した古代豪族の支配の所産であったとするならば、“条里の道”的貫通は、この地方に対する律令政権の直接的支配の前提をなしたというべきであろう。

そして、条里制の地割がほとんど平野全域をおおい、条里集落が未墾地を開拓しつつあったこ

ろ、中世以後“北陸道”と称される湖岸寄りの道が敷かれたと思われる。道はおおむね条里にそ
い、列見・祇園・相撲などの条里集落の中を走っているからである。試みに道ぞいの主な村々を
たどってみると、まず諏訪を発して法性寺を右折し、長沢・高橋をへて下坂浜から列見などをす
ぎ、姉川を渡って北上してゆく。かって“山辺の道”が果した北陸へのルートを、今度は代って
この道が果すことになるのであるが、それが主に律令国家の地方支配の一端をになったことはい
うまでもない。横山ぞいの“山辺の道”、平野中央の“条里の道”、湖岸寄りの“北陸道”、この3
本の古道の歴史は、この地方の古代の歴史を物語っているといえるのである。

む す び

以上、長浜平野における文化的景観の成立を、集落と道路と農耕地の3側面から追求すること
によって、この地方の古代史を仮説的に概観してきたのであった。そのばあい、平野全域におよ
ぶ条里制地割の敷設をもって本章の叙述を終えるのは、文化的景観の成立に与えた条里制の決定
的な意味を考えたからであって、それを実施した律令体制の確立がこの地方の古代史の帰結であ
るというのでは、もちろんない。同時に文化的景観も条里制によって完成をみるのではなく、自
然に対する人間のたえまざる働きかけによって、それは常に形成されつつあるものといえよう。
ただ、以上長々と述べたところによって、執筆者は、長浜バイパス関連の遺跡調査報告として歴
史的環境の一応の総括を試みたのである。

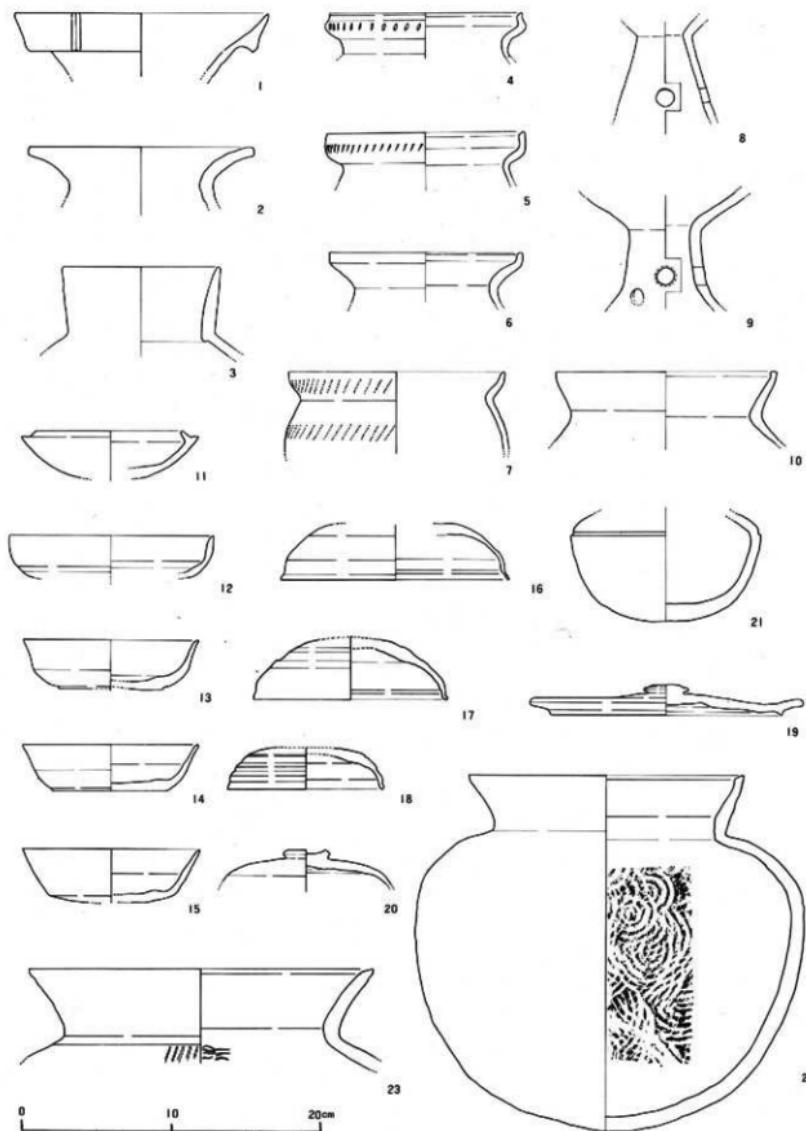
参 考 文 献

- 滋賀県教育委員会『滋賀県遺跡目録』（1966年）
長浜市教育委員会『郷土長浜』（1966年）
小江慶雄「長浜平野に於ける弥生式文化の展開」（『京都学芸大学学報』A.No.7・1955年）。
滋賀県教育委員会『国道8号線長浜バイパス関連遺跡調査報告書』（1971年）
『考古学講座』4.弥生文化（1969年、雄山閣）
丸山竜平・福岡澄男「湖北の古墳とその世界」（『古美術』29、1970年）
『改訂・近江守坂田郡志』第1巻・第2巻（1971年、名著出版）
中村林一『長浜の条里』（長浜市教育委員会・1962年）
落合重信『条里制』（1972年、吉川弘文館）
井上光貞『日本古代国家の研究』（1965年、岩波書店）
古島敏謙『日本農業史』（1956年）

註 渡辺直経「古地磁気研究法による人類遺跡の年代判定」（『第四紀研究』193）の永年変化曲線による。

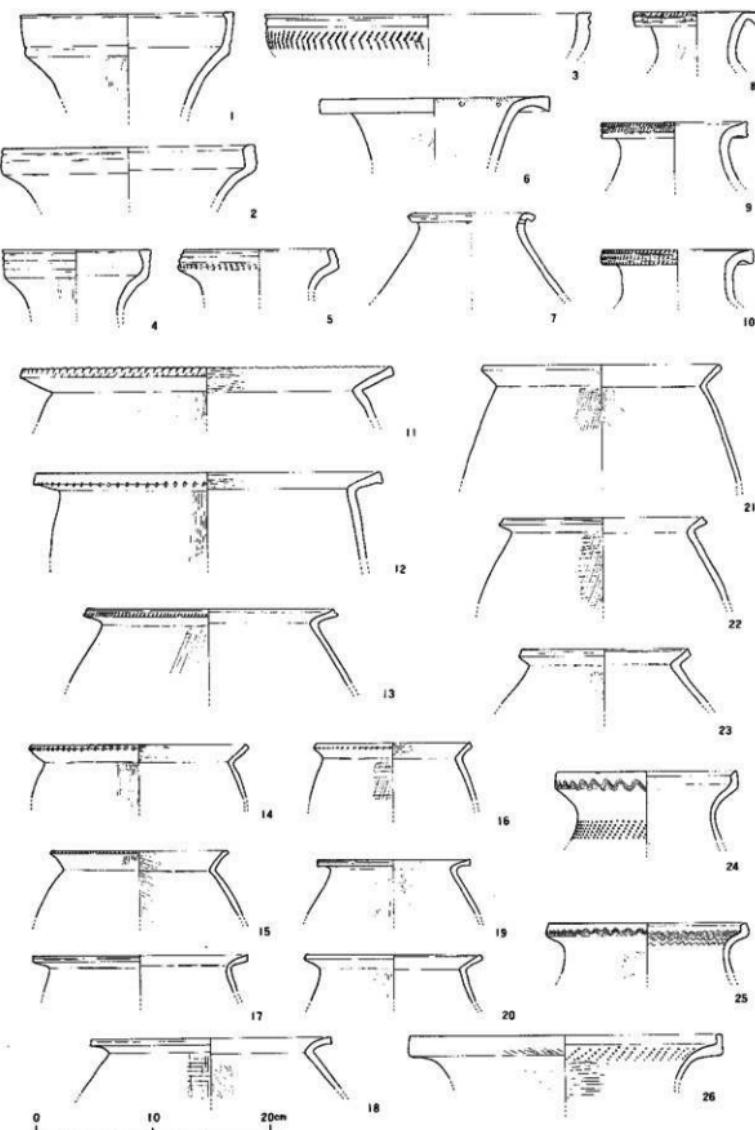
図 版

図版 1

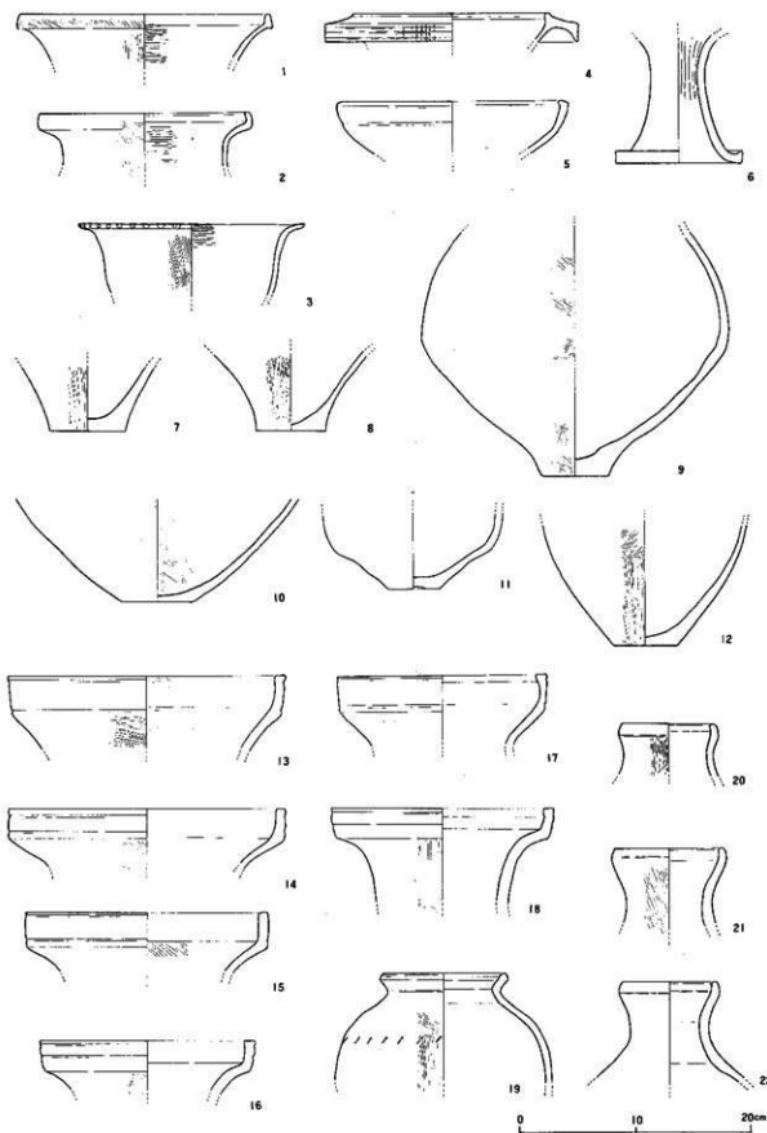


田村遺跡・出土土器実測図

図版 2

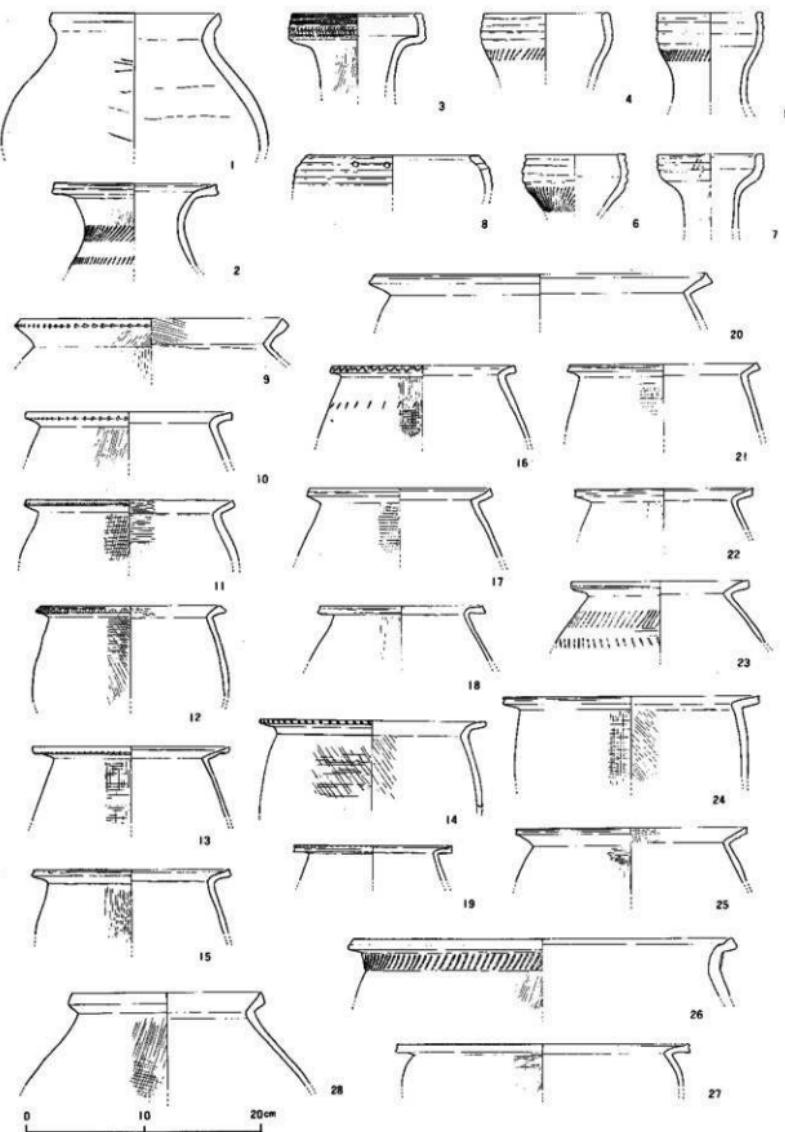


長沢遺跡・旧河道I 出土土器実測図



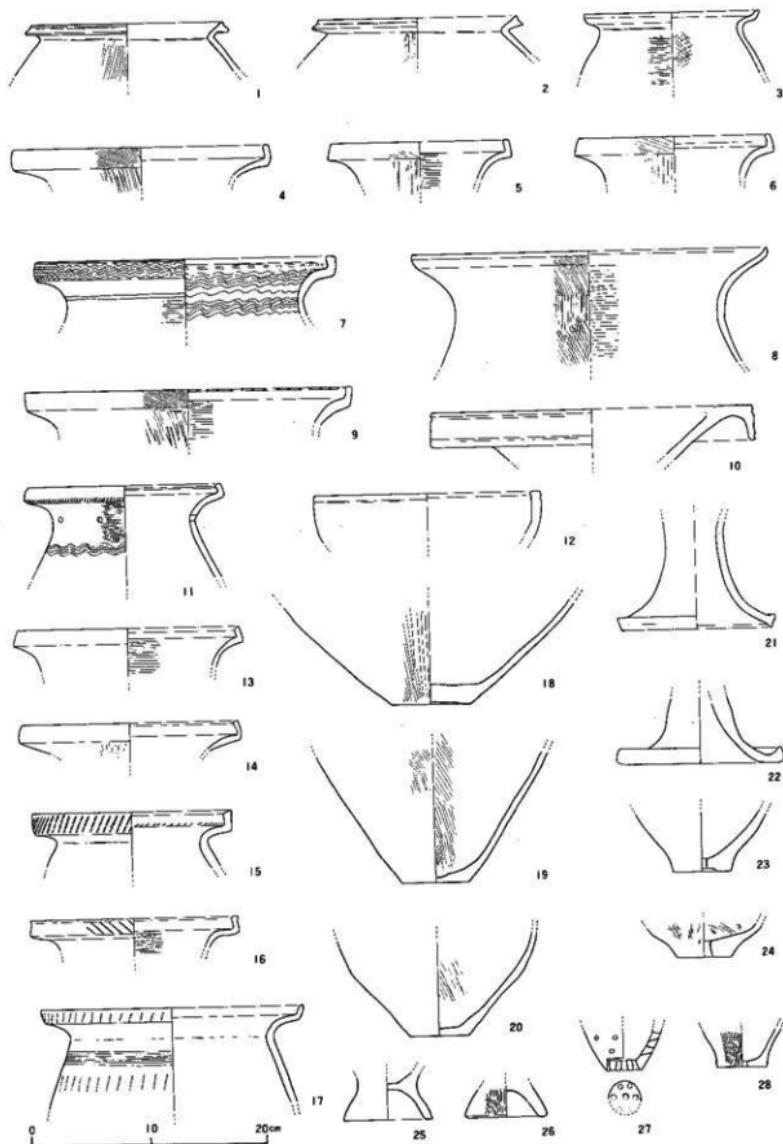
長沢遺跡・旧河道I・II出土土器実測図

図版 4



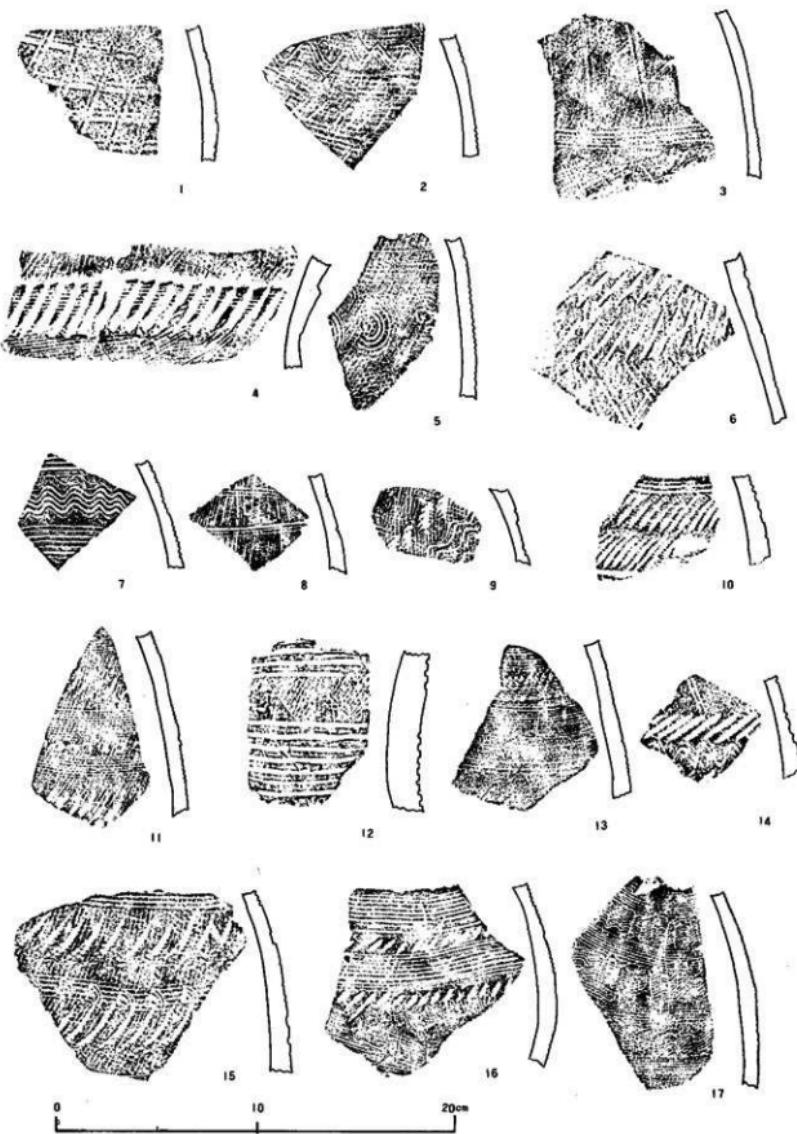
長沢遺跡・旧河道II 出土土器実測図

図版 5

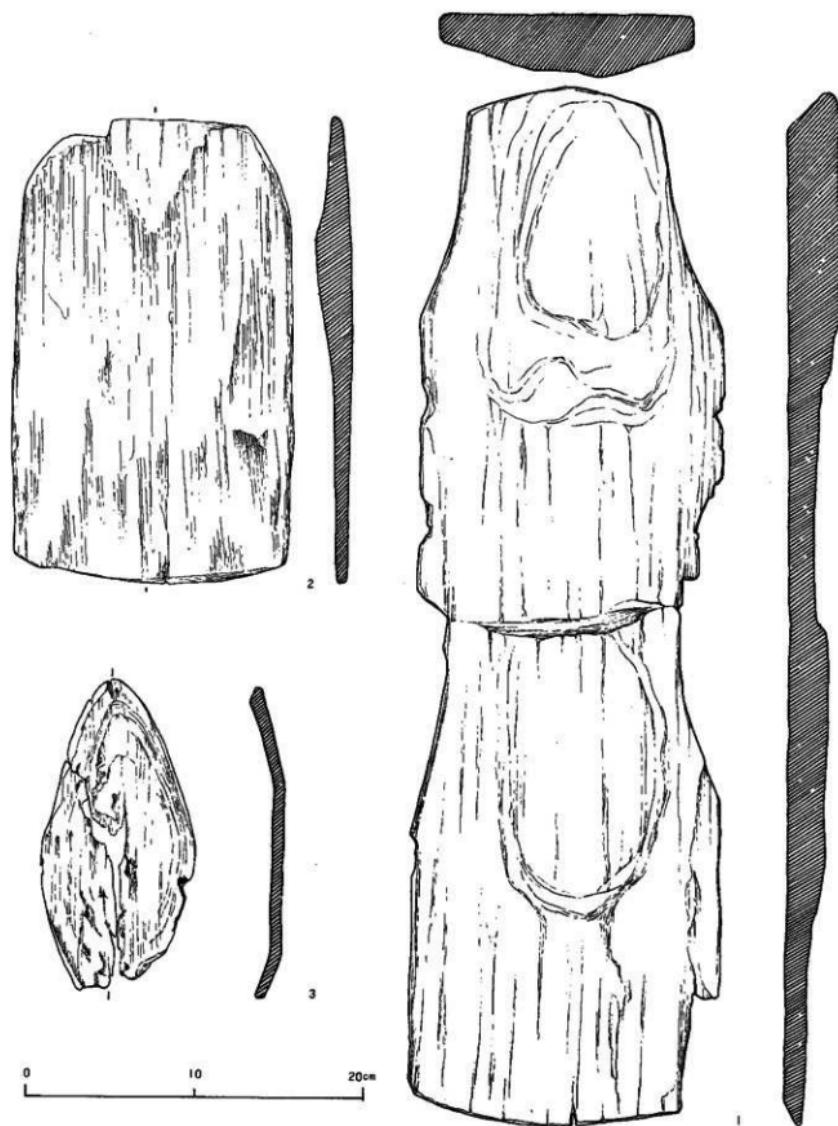


長沢遺跡・旧河道II出土土器実測図

図版 6



長沢遺跡・土器拓影



長沢遺跡・木製品



上、発掘前の田村遺跡 下、田村遺跡旧河道西域



右、田村遺跡旧河道東域



左、田村遺跡地層断面



上、田村遺跡旧河道内部（西から） 下、田村遺跡旧河道内須恵器壺の出土状況



上、発掘前の長沢遺跡全景（北から） 下、長沢遺跡付近の景観（西から）



上、長沢遺跡旧河道Ⅱ東域 下、長沢遺跡旧河道Ⅱ西域



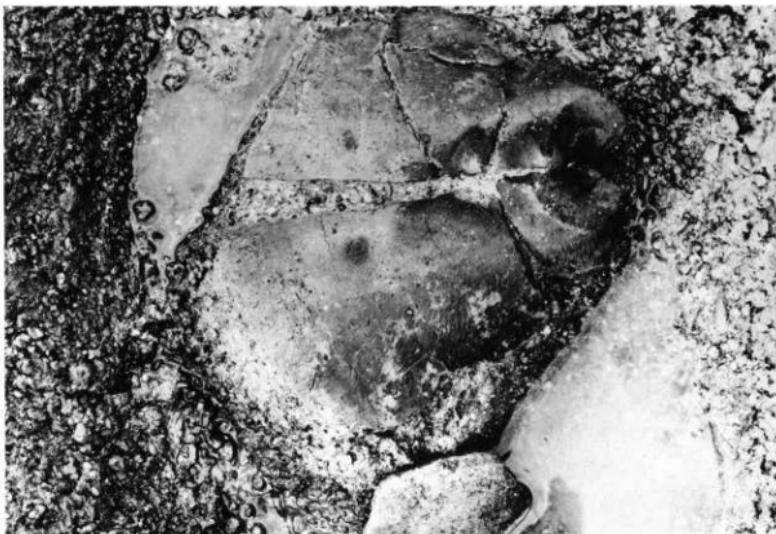
上、長沢遺跡旧河道II全景（西から） 下、長沢遺跡旧河道IIの断面と遺物出土状況（Go2e）



上、長沢遺跡旧河道II内部の杭列 下、同 下部の状態



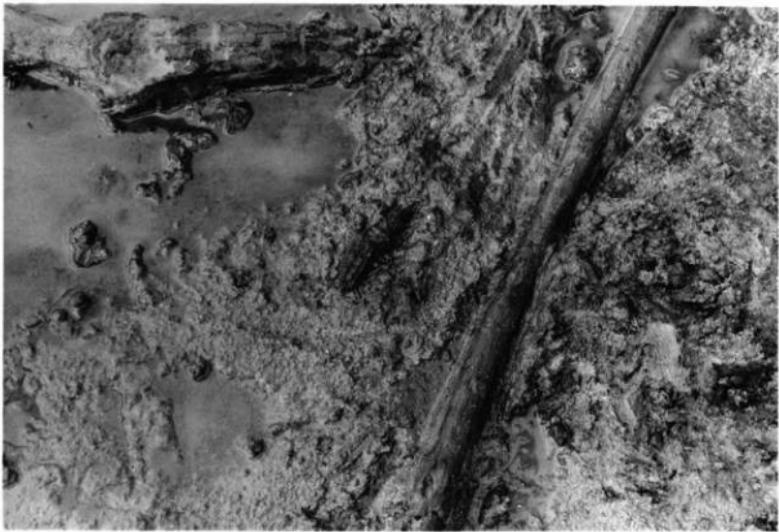
右、長沢遺跡旧河道IIの断面と杭(God)



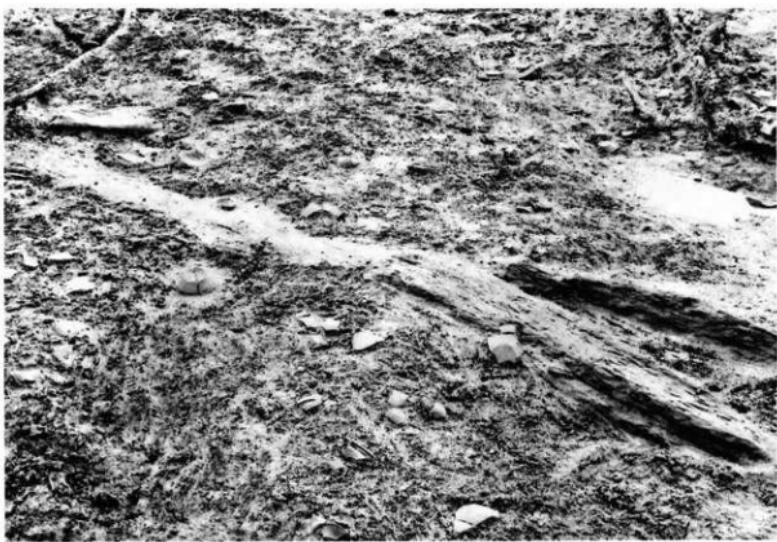
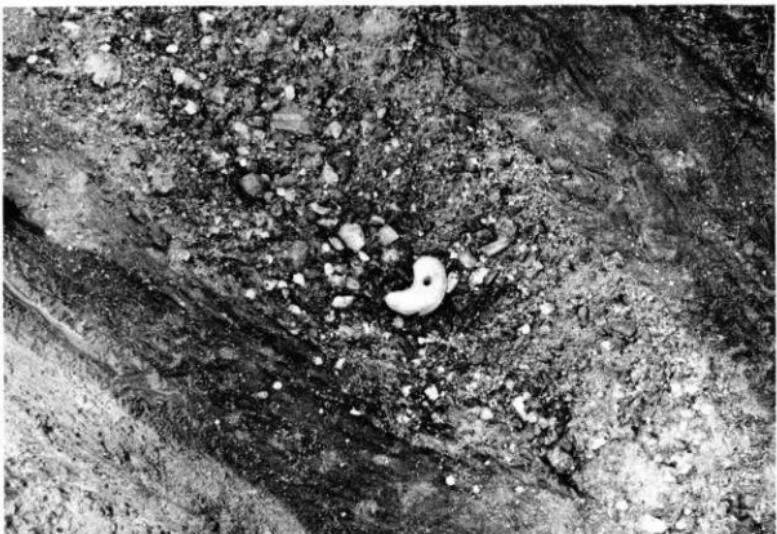
左、長沢遺跡旧河道II内の土器出土状況(God)



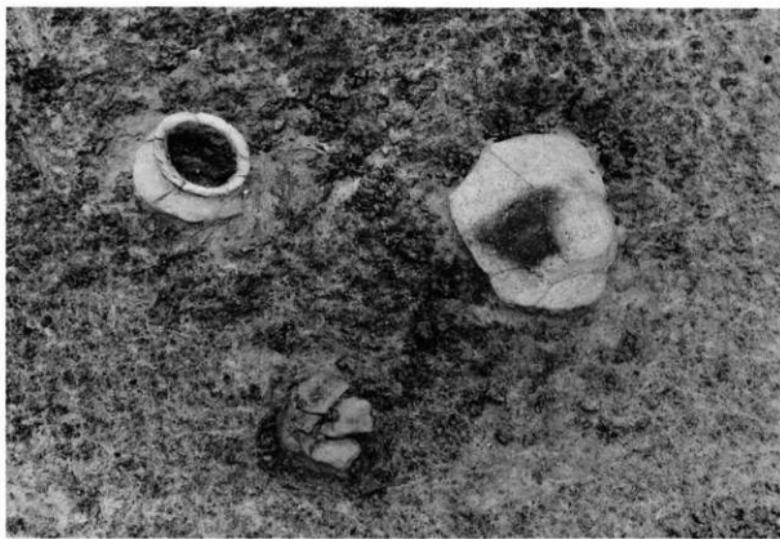
上、長沢遺跡旧河道II遺物出土状況（G2d） 下、長沢遺跡旧河道II内木製品出土状況



上、長沢遺跡旧河道II内木製品出土状況 下、長沢遺跡旧河道II内出土の松葉の束



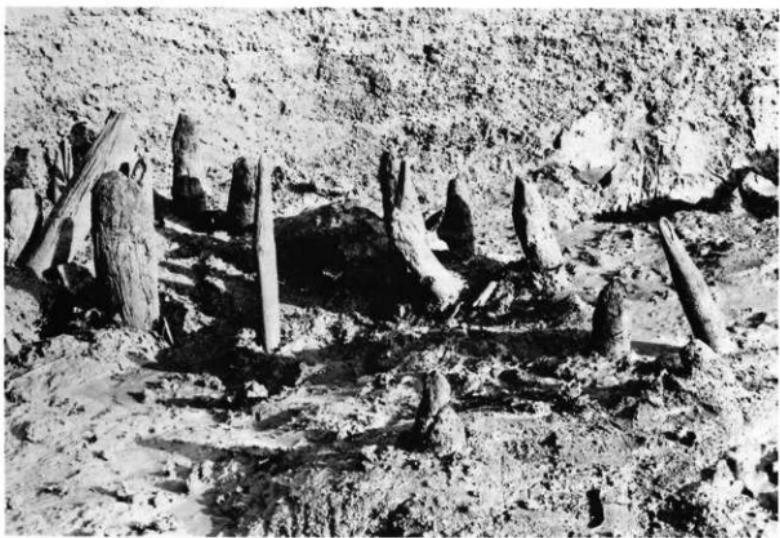
上、長沢遺跡旧河道II内勾玉の出土状況 下、長沢遺跡旧河道II内の遺物散布状況



上、長沢遺跡旧畦畔内石斧出土状況 (Go3e) 下、長沢遺跡旧畦畔内の土器片出土状況



上、長沢遺跡旧河道 I 上部（南から） 下、長沢遺跡旧河道 I 内部（西から）



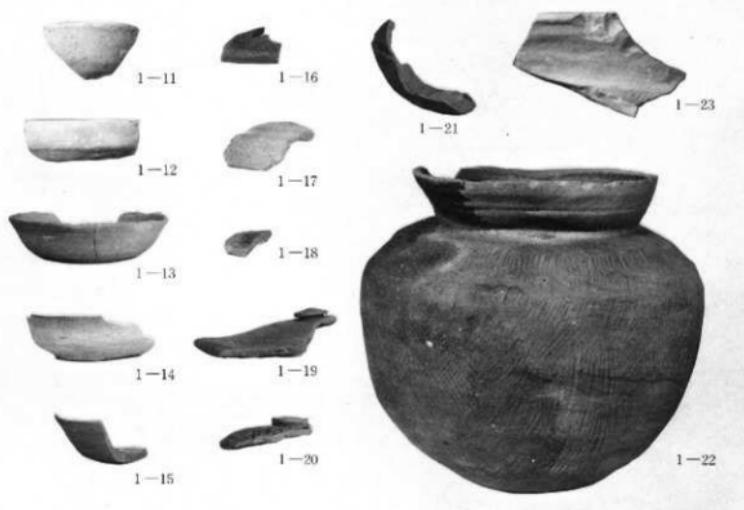
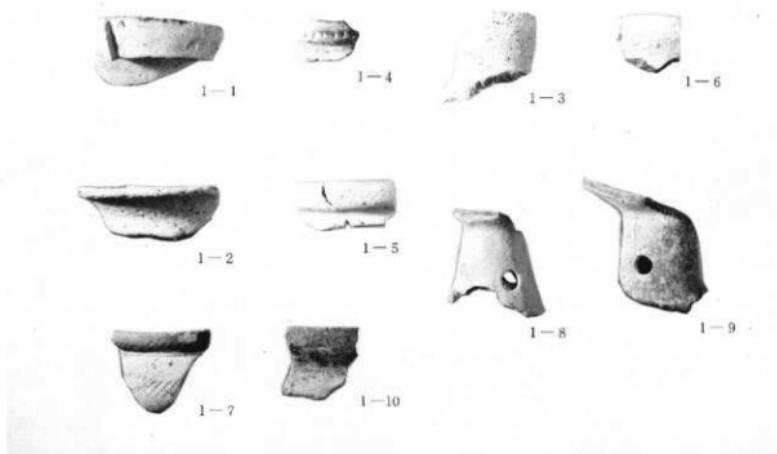
上、長沢遺跡旧河道Ⅰ内の流木 下、長沢遺跡旧河道Ⅰ内の杭列



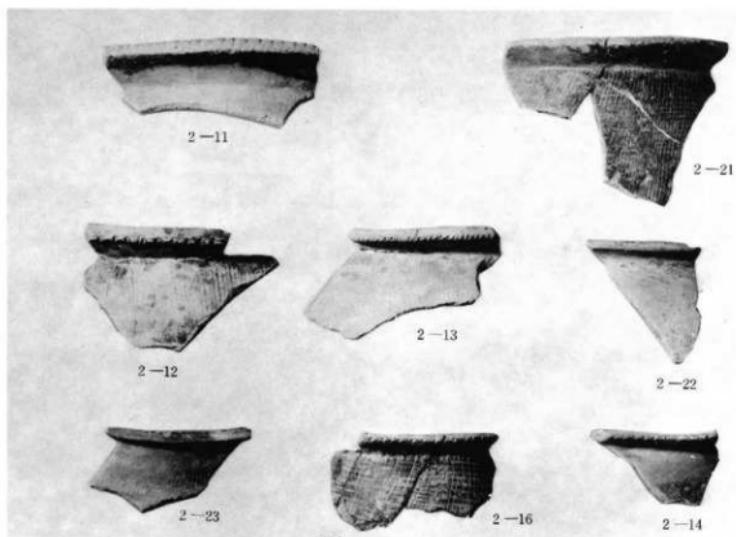
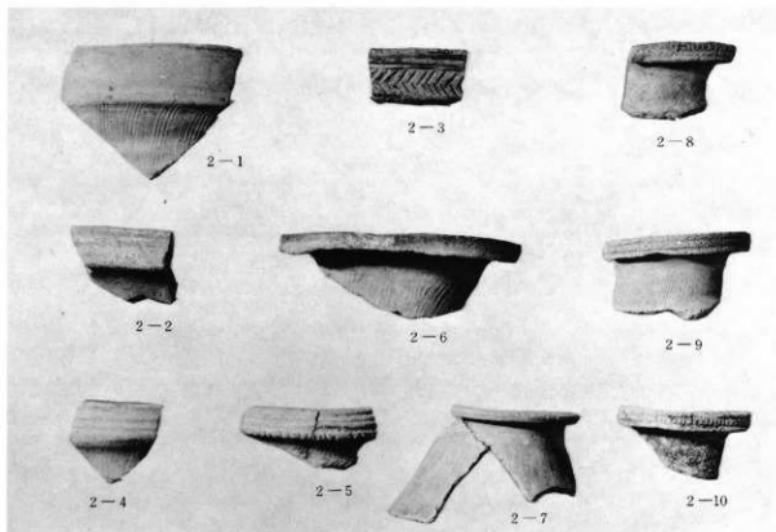
上、長沢遺跡旧河道 I の地層断面と杭 下、長沢遺跡旧河道 I 内土器片出土状況 (Golle)



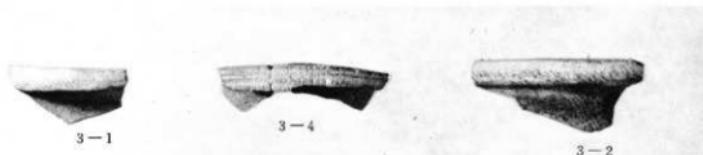
上、長沢遺跡旧畦畔の断面（Go7e） 下、長沢遺跡旧河道Ⅰ上の旧畦畔断面



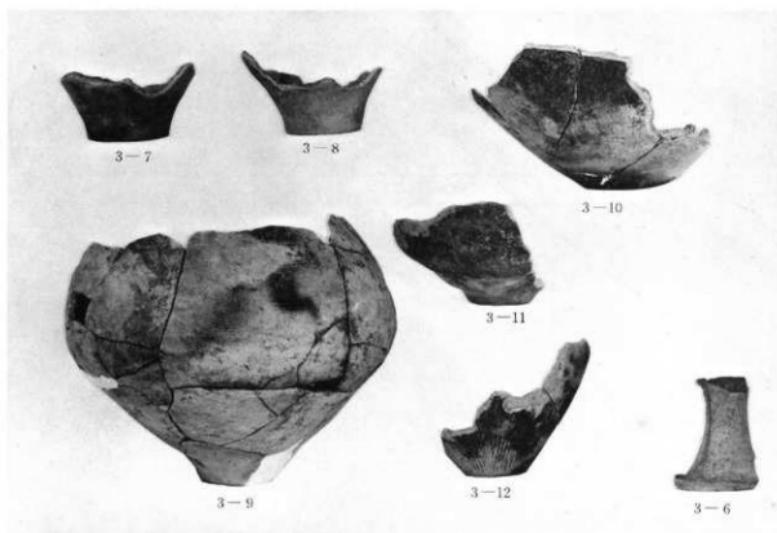
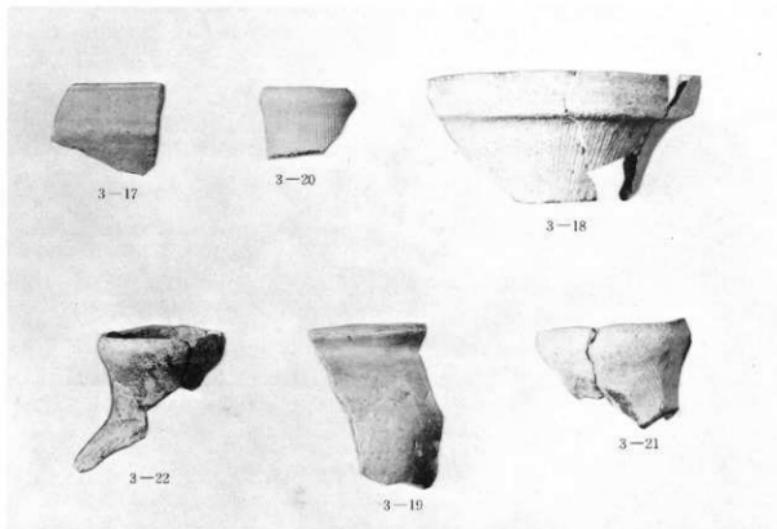
上・下、田村遺跡出土の土器



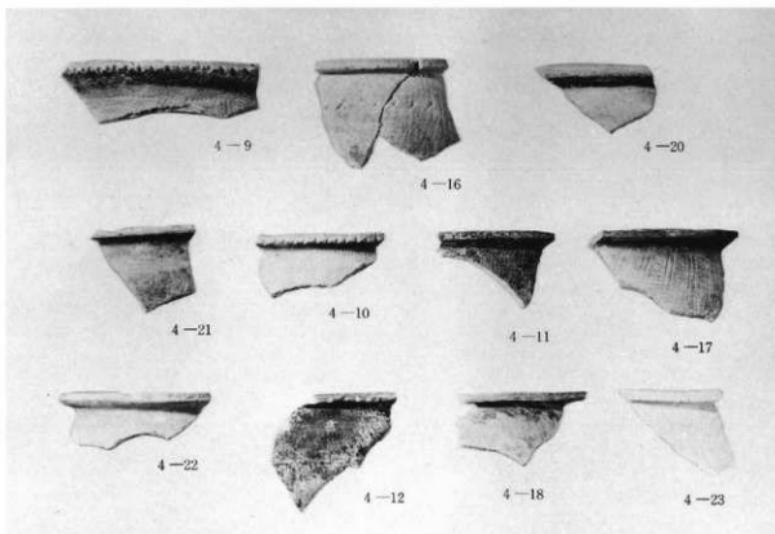
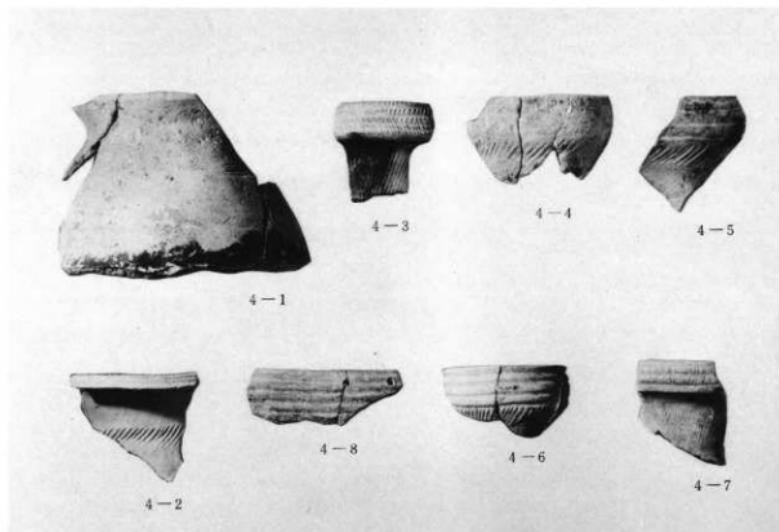
上・下、長沢遺跡出土土器(1)



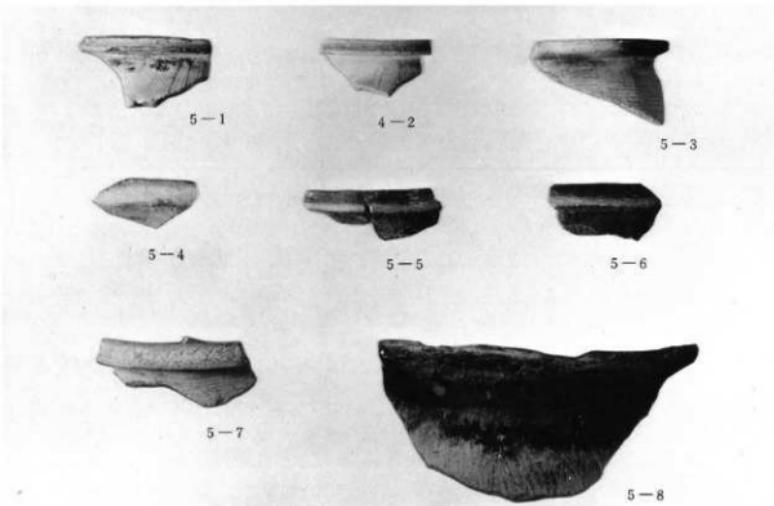
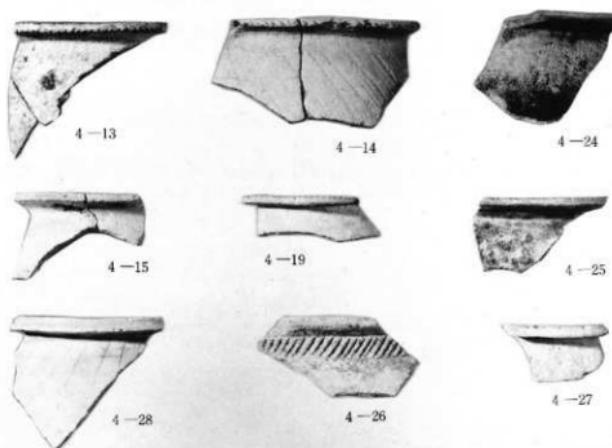
上・下、長沢遺跡出土土器(2)



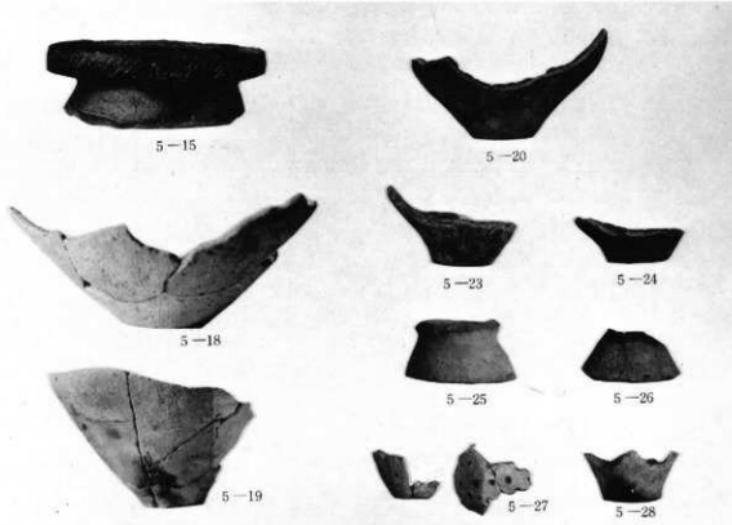
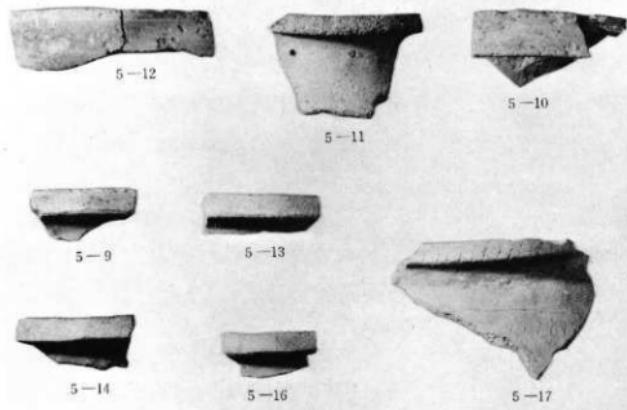
上・下、長沢遺跡出土土器(3)



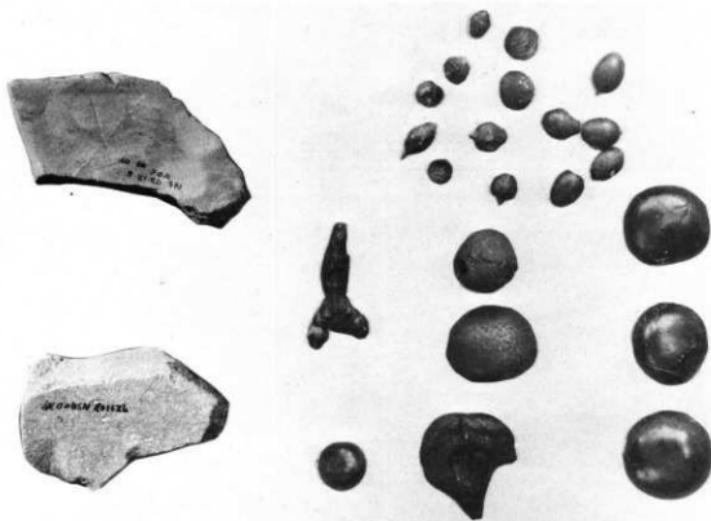
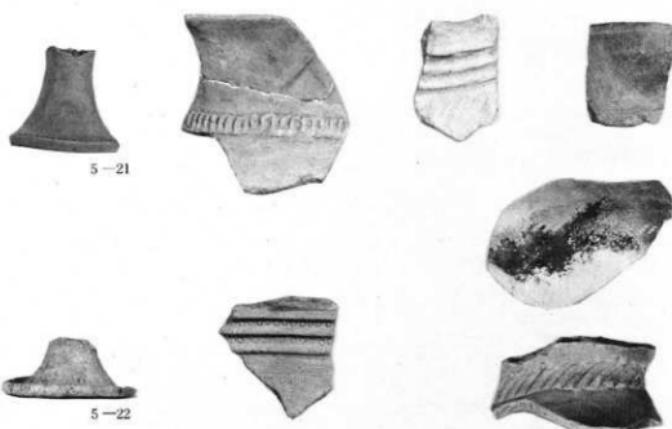
上・下、長沢遺跡出土土器(4)



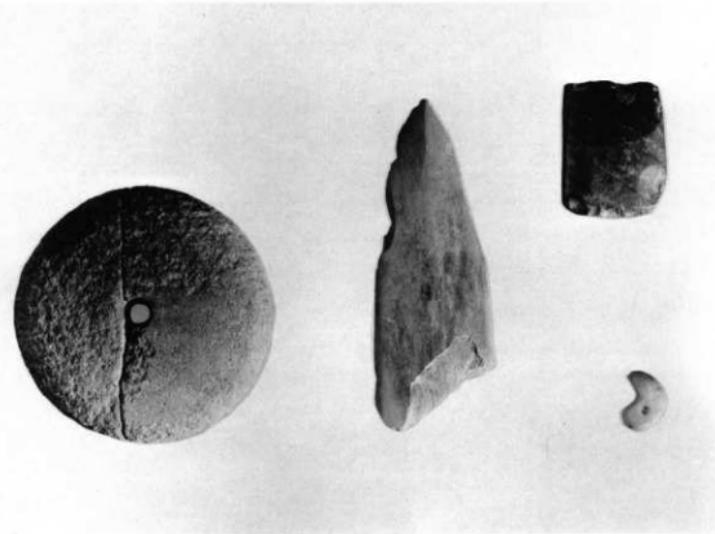
上・下、長沢遺跡出土土器(5)



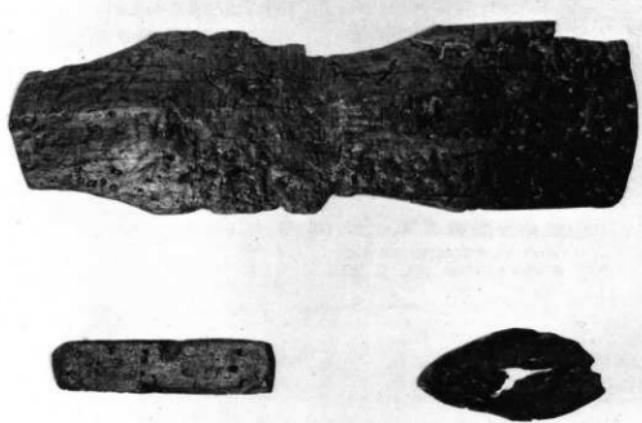
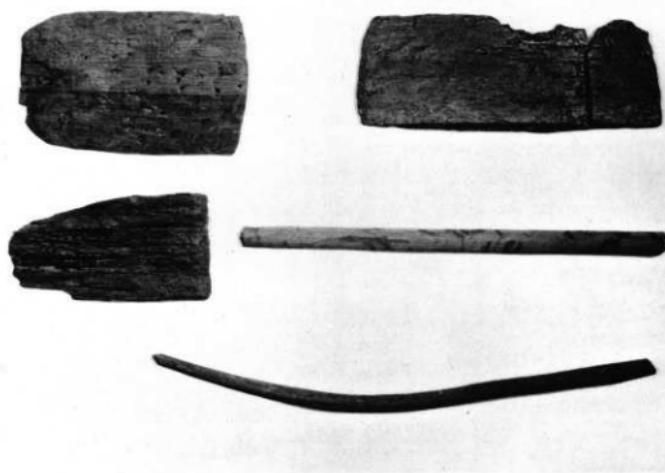
上・下、長沢遺跡出土土器(6)



上、長沢遺跡出土土器 下、左：長沢遺跡出土石器 右：長沢遺跡出土木ノ実



上・下、長沢遺跡出土石器類



上・下、長沢遺跡出土木製品

昭和48年3月26日 印刷
昭和48年3月31日 発行

国道8号線長浜バイパス
関連遺跡調査報告書 III

発行 滋賀県教育委員会
大津市京町4丁目1番1号

印刷 ミシダ印刷株式会社
大阪市北区梅田町27(サンケイビル)
電話 大阪 06(341)9446番